

西中國山地國定公園

西中國山地國定公園

指定書

及び
公園計画書

指定書

平成8年9月4日

環境庁

目 次	ページ
1 変更理由	5
2 地域の概要	6
(1) 景観の特性	6
ア 地形・地質	6
イ 植 生	8
ウ 野生動物	10
エ 自然現象	11
オ 人文その他の特殊景観	12
(2) 利用の現況	13
(3) 社会経済的背景	14
ア 土地所有別	14
イ 人口及び産業	14
ウ 権利制限関係	15
3 公園区域	18

1 変更理由

西中国山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる「冠山山地」一帯の地域からなる山岳公園で、学術上貴重な自然林や動植物の生息・分布地域の保護及び阿佐山、天狗石山、雲月山、臥竜山、大佐山、忍羅漢山、十方山、五里山、冠山、寂地山、安蔵寺山等の優れた山岳景観の保護並びにこれらの山々の間に見られる匹見峠、三段峠、奥三段峠、細見谷、深谷峠、寂地峠等の美しい渓谷や餅ノ木、横川及び水梨等の断層谷の保護と適正な利用を図るため、昭和44年1月10日に国定公園に指定された。公園区域の32%を島根県が、54%を広島県が、14%を山口県が占めている。

指定以来20年以上が経過した現在、中国自動車道及び浜田自動車道の開通をはじめとする道路の改良整備の進展、スキー場の開発及び森林施業等、公園を取り巻く社会経済情勢が変化する一方、国民の自然環境保全への認識の高まりに伴い、学術上貴重な自然林等の保全を主体とした保護計画の見直しが必要となってきた。

また、公園利用の側面からも、自然環境とのふれあいに対する欲求の高まり、余暇時間の増大、利用者ニーズの多様化等を踏まえた、利用計画の見直しが必要となってきた。

このような状況に基づいて、保護及び適正な利用を図るため、公園区域の再検討を実施するものである。

なお、再検討にあたっては、「国立公園計画の再検討要領」（昭和48年11月22日付け環自計第615号）に準ずるほか、下記の基本方針によるものとする。

記

(1) 公園区域の明確化

現行公園区域の区域線について全般にわたって点検し、次に掲げるアからエのいずれかに該当する場合は妥当な区域線の設定等を行うとともに、必要に応じて区域変更を行うものとする。

ア 現地に実在しない抽象的なもの（林班界、字界、地番界、土地所有界等）を区域線として用いている場合であって、その変更等により、現地確定が不可能か、又は著しく困難となっている場合。

イ 区域線として用いた地物等が改変、消失して指定時の位置に存在しない場合。

ウ 見通し線、方位線等で基点等が確認できない場合。

エ 区域線の凡例表示の不一致、指定作業時において瑕疵があったと認められる場合。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

本地域は、“冠山山地”と称される中国地方西寄りの背梁山地にあり、東西方から北東～南西方向に連なり、これに平行して断層のよく発達した特徴的な地形を形成し、その断層谷に沿って北東から南西方向に山塊が連なった細長く帯状の公園区域となっている。

北東から南西にかけて阿佐山から、三段峡、匹見峠を経て冠山に続きさらに、寂地峠を経て容谷山、小五郎山にいたる山地で、それらの標高は1,000～1,300メートル程度で、一般的に山頂部が丸味を帯びた準平原的な山容を示しており、これらは高度1,000メートル内外の著しい定高性を示すとともに、多分に緩斜平坦面が残され、中国山地で最大の面積をもっている。

また、本地域の地形上の特徴として、北東から南西方向に直線状に並列している多くの断層谷群が認められることである。

匹見峠は、表匹見峠と裏匹見峠に分かれる。表匹見峠は臼木谷断層に沿って流れる匹見川がこの断層をそれ所に形成された峡谷であり、裏匹見峠は恐羅漢山西斜面に水源をもつ若い広見川が形成した峡谷である。

表匹見峠は、下組・萩原間の流路距離約5キロメートル、下組の標高約420メートル、萩原の標高約280メートルで比高約120メートルの峡谷である。谷壁の比高は500～600メートルであるが垂直に近い節理の発達がほとんどみられないため、三段峡のような絶壁はほとんどみられない。また、河床は峡谷内の比高が小さいことと、流水量が多いために大きな滝は懸かっておらず、早瀬と淵になっている。

裏匹見峠は、広見・立野原間の流路距離約5キロメートル、広見の標高約600メートル、立野原の標高約300メートルで比高約300メートルの峡谷である。谷壁の比高は500～600メートルと表匹見峠とほとんど差はないが、垂直に近い節理が各所に発達しているため河床の比高の大きいことと相まって険しい渓谷を形成している。

河床は滝・急流・淵の連続であるが、これは匹見川では二つに分かれている遷点が重なっているためである。このことが広見川の流域が狭いこととともに裏匹見峠を若い峡谷にしている最大の原因である。

また、河津峠は河川争奪により形成された峡谷である。

“押ヶ崎断層帯”は公園区域に隣接した国の大記念物に指定されている。冠山山地の中央部にあたり新しい侵食が遅れた地域で、三段峠や細見谷などの峡谷が見られ、山腹は急斜面をもつものが多いが、新しい侵食は標高800～900メートルまでしか達しておらず滑らかな斜面が山頂の平坦面に統一している場合も多い。

これらの斜面は、比較的急斜面が多いが階段状に緩斜面も見られ、スキー場に利用さ

れているものも多い。

恐羅漢山は、牛小屋高原に対して残丘状の地形となって聳える急傾斜の山地であるが、緩斜面が階段状に分布している。

牛小屋高原は、谷筋の最上流域にありながら広い谷底をしており、下流部のV字谷とは著しく形態を異にしている。

八幡高原の東にある臥竜山は、柔らかな感じの山塊であるが山頂には平坦面は見られず、斜面は滑らかで、ブナの自然林のある西側斜面は緩やかである。

深入山は、標高800メートルから上は急傾斜に聳える山塊で、35度をこす急斜面もあるが、山頂部はなだらかな高原状の地形である。

本地域の河川は、北東～南西に走る断層に沿った直線状の谷と、これにほぼ直交して山塊を横断して曲流する谷とがあり、恐羅漢山付近の臼木断層、餅木断層、横川断層などに沿う谷は殆どが直線状である。

三段峠は、断層にほぼ直角に曲流する長さ16キロメートルの峡谷であるが、この曲流は方向の異なる直線の組み合わせでできており、基岩の節理に一致している場合が多い。

錦川の支流宇佐川の源流地域の寂地山地は、寂地山をはじめ容谷山、小五郎山等1,000メートル級の高峰がそびえ、その周囲を限るように、南東側を宇佐川が、北西側を深谷川が深くV字谷を木津ケ谷川、浦石川、容谷川、足谷川が南側から峡谷をなして深く直線的に穿入している。西中国山地中央部におけるような規模の大きさはないが、起伏が大きく谷密度の細かい地塊群として地貌を呈しており、ひとつの特性を備えた地形的単元を形成しているとみることができる。

西中国山地の地質は、北半分が流紋岩類で、南半分は殆ど花崗岩類であり、いずれも中生代白亜紀のものである。

また、中央部の冠山付近には、古生層（最近、放散虫化石発見によって三畳～ジュラ紀とされている。）が広く分布し、玄武岩の小丘がところどころに古生層・花崗岩の上にのっている。

公園北部の阿佐山・天狗石山の山頂は花崗閃緑岩、それらの間の稜線部に流紋岩が分布している。また、雲月山周辺ではその他花崗岩、安山岩類が見られる。南部の匹見峠一帯に流紋岩が広く分布し、冠山などには頁岩が分布している。また、安徽寺山には花崗閃緑岩・流紋岩類が分布する。これらはいずれも、中生代・古第三紀あるいは白亜紀のものである。恐羅漢山・砥石郷山・聖山・深入山・臥竜山・掛頭山・阿佐山・十方山・五里山には流紋岩が分布している。

三段峠西部や八幡原及び道戦崎周辺等に花崗斑岩が分布している。

寂地山地地域の地質を構成する岩層は、古生層、花崗岩類、岩脈類、段丘堆積層、沖積層に大別される。このうち最も分布の広いのは、古生層と花崗岩類で、両者を併せる

とこの地域の8割以上を占め、しかもほぼ北東から南西方向に連なっている。これに対し、他の岩層の分布地は岩脈類を除ききわめて限られている。

寂地山から容谷山にかけての地域は、北東から南西方向に連続する古生層とこれにはほぼ平行する花崗岩体とにより成る。花崗岩体は特に南部に広がっており、東端にはこれらの岩体をおおって冠山の安山岩類が分布する。

小五郎山地域は、構成岩体及びその走向は寂地山から容谷山にかけての地域と同じであるが、分布量比は異なり、古生層がはるかに多い。また、花崗岩による古生層の熱変成も弱い。

宇佐から向峰にかけての地域は、北東から南西方向に細長い地域を占める。他の地域に比べ地形的に低く、段丘地域となっている。構成岩層は花崗岩と段丘堆積層より成る。一種の地溝帯と考えられる。

宇佐郷から鬼ヶ城山にかけての地域は、宇佐から向峰にかけての地域に比べ地形的にやや高所を占める。構成岩石は大部分花崗岩であるが、北東端に火山岩類、南西端に古生層の分布が見られる。

イ 植生

本地域の大部分は、温暖帶上部から冷温帶に属し、山岳・高原・湿原・渓谷など、それぞれの地況により特徴的な植生が発達して、変化に富んだ植物景観を示している。

標高1,000～1,300メートルにわたる山岳の上部には、冷温帶に特有なブナ林が見られ、特に、安蔵寺山・恐羅漢山・冠山・寂地山等の上部には、まとまったブナ林を見ることができ、これらは西日本に残された学術的にも貴重な自然林である。

西中国山地のブナ林の特徴は、ハウチワカエデ・エゾユズリハ・ツルシキミ・ハイヌガヤ・ハイイヌツゲ・タムシバ・ウワミズザクラ・チマキザサ・ミヤマカタバミ・オクノカンスゲ等日本海側のブナ林に多く出現するものと、クロモジ・タンナサワフタギ・マルバフユイチゴ・ミヤマハハソ等太平洋型要素の入り交じった特異な植生を示している。

匹見峠などの渓谷地域には、トチノキ、サワグルミ、カツラ等を主体とする渓畔性落葉広葉樹が見られる。また、標高500メートルあたりより低いところに現れるウラジロガシが優占する常緑広葉樹林なども見られる。

なお、渓谷の河畔には、中国地方の山地に分布の中心をもつキシツツジの群落、奥匹見峠の三ヶ滝付近、長瀬峠河津付近のツクシシャクナゲ群落が顕著である。

三段峡などの渓谷地域には、トチノキ・サワグルミ・カツラなどを主体とする渓畔性落葉広葉樹林、温暖帶から冷温帶への移行帶に特徴的なモミ・ツガ・ヒノキなどの針葉樹林、さらに標高500メートルあたりより低いところにあらわれるウラジロガシが優先する常緑広葉樹林などがみられ、渓谷の河畔には、中国地方の山地に分布の中心をも

つキシツツジの群落が顕著である。

八幡高原には湿原が発達しており、カキツバタ・サギソウ・ミズギボウシ・サワギキョウなど、美しい花をつける植物が少なくない。

そのほか、二次的に生じたミズナラ・コナラ・アカマツなどの林、スキ・ヒノキの植林、また、かなりの面積にわたって採草地や放牧地として利用されている草原が見られる。

掛頭山には芸北町指定の天然記念物の“ナラガシワの群生地”があり、また、冠高原には、県指定天然記念物に指定されている“レンゲツツジ大群落”があり、レンゲツツジの群生地としては南限である。

この地域に産する高等植物としては、シダ植物約90種、種子植物約800種が知られている。

北方または高山性の植物で、まれに見られるものにマイヅルソウ・アカモノ・エンコウソウ・サラサドウダン・オヒョウなどがあり、日本海型要素で、この地域がほぼ分布の西限に当たる種類として、ヒメザゼンソウ・クルマバソウ・エゾユズリハ・ハイイヌガヤなどがある。

また、我が国では、近畿西部から西の中国地方にしか見られない植物のビッチュウフウロ・ハナナズナ・アラゲナハゼ・ゲンカイツツジなどがある。

十方山や冠山地区等には、テバコワラビ・シコクスミレ・キレンゲショウマ・オオヤマレンゲなど植物分布上興味ある種類が発見されている。

寂地山山頂付近では、ブナを中心とした森林で覆われている。主要な構成樹木は、ブナ、アシオスギ、オオイタヤメイゲツ、オニイタヤ、ナツツバキ、時にはツシマナナカマド、ミズナラ、シナノキ、ハリギリ等が混ざり、中低木としては、コハウチワカエデ、コバノトネリコ、タンガサワフタギ、クロモジ、コマユミ、ウリハダカエデ、アサノハカエデ、コミネカエデ、ツノハシバミ、オオカメノキ、ミヤマイボタ、オトコヨウゾメ、ヤマアジサイ等が多く、特にクロモジ、ミヤマイボタ、コバノトネリコが優勢で、全体としてはカエデ類の種類に富む。

その他、ブナ林中に団塊状に群落を形成し、遠望しても一種独特の景観を示すアシオスギ群落や、関東地方以西四国から九州までの湿性の谷間に成立し、温帶のブナ林地帶に見られるシオジ林も観察される。

山麓帯では、地形、地質に応じたさまざまの変化を見る事ができるが、中でも、竜ヶ岳、河津峡、深谷大橋、浦石峡の周辺で、その独特な植生を観察することができる。

表土の少ない岩石地や断崖の多い竜ヶ岳周辺ではヒノキ、ツガ、ゴヨウマツ、アカマツ等の針葉樹による特殊な植生を示している。

河津峡では、寂地山国有林とガクガク山国有林から湧き出る清流が集まり、両岸がやや開けているが、ここでは、ウワミズザクラ、イヌシデ、アサガラ、ケヤキ、コハウチ

ワカエデ、ヤマトアオダモ、ウリハダカエデ、ミズメ等が見られる。

河津峡が緩やかな流れであるのに対し、深谷太橋周辺は、急峻な斜面となっており、ウラジロカシ、カゴノキ、アラカシ等の常緑広葉樹にヤマザクラ、イヌシデ、アサダ、ホオノキ等が混生し、サカキ、ヤマトアオダモ、カゴノキ、ヤマツバキ、ヤマコウバン等があり、暖帯的色彩を濃くしている。

宇佐郷から宇佐にかけての宇佐大滝を中心とした浦石峡周辺は、花崗岩地で、大小の瀑布により構成され、カエデの種類が豊富である。

また至るところに瀑布があるため空中湿度が高く、シダ植物の種類も豊富である。

ウ 野生動物

西中国山地の動物相は、1966年の“西中国山地国定公園候補地学術調査報告”によれば、哺乳類は14科23種、鳥類31科93種、両生類5科12種、昆虫類10目83科371種、魚類11科23種と報告され、その多彩な自然環境に恵まれた、多種多様な動物相の生息状況を示しており、動物相の極めて豊富な地域である。

(哺乳類)

西中国山地は、ツキノワグマの本州における生息の西限で、孤立した生息地と言われているが、その生息数は少ない。また、国の天然記念物にも指定されているヤマネや希少種となっているモモンガ等の生息地になっている。

その他の哺乳類としては、ニホンザル・ムササビ・イノシシ・キツネ・テン・アナグマ・ノウサギ等が生息している。

ニホンジカについては、絶滅したものと考えられている。

(鳥類)

森林の代表的な大型鳥類としてクマタカ・イヌワシがあげられ、その他にフクロウ・アオバズク・コノハズク・オオゲラ・コゲラ・トラツグミ・アオバトなども見られる。

渓流の鳥類としてはカワガラス・カワセミ・ヤマセミ・アカショウビン・オオルリ等、水鳥としてはダムに集まるオシドリ・コガモ・トモエガモ・マガモ等を見ることができる。

村落には、ツバメ、スズメ、セグロセキレイ、ホオジロ、ヒクイナ等が生息している。

(両生・爬虫類)

両生類では、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオをはじめ、ハコネサンショウウオ・ブチサンショウウオが確認されているほか、樹上に産卵することで知られるモリアオガエルが生息する。

爬虫類では、マムシ等8種が生息する。

(昆虫類)

本地域の植物相が温暖帯から寒冷帯に及ぶ幅広いこともあり深山幽谷、低木林、草原、耕地等各種の環境が包蔵され、この変化に富んだ自然が昆虫の生活にも好適な環境を与えている。

南北両系統の種類が、渓谷や高原を中心に分布しており、特に、八幡高原では両系統を見ることができる。

生息する昆虫の種類としては、直翅目5科10種、トンボ目9科27種、半翅目20科57種、脈翅目1科2種、長翅目1科3種、毛翅目2科2種、鱗翅目24科146種、鞘翅目13科110種、膜翅目5科9種、双翅目3科5種が記録されている。

中でも蝶類のオオヒカゲは分布の南限として知られ、クロミドリシジミは中国地方で最初に発見されたことで注目されている。

他に、トンボ目では、中国地方では稀種に属するヒメサナエや、分布の南限であるエゾトンボが生息する。

(魚類)

淡水魚類の中でも、最も標高の高い渓流に生息するイワナ属のゴキが都川川、匹見川、広見川、高尻瀧山川、柴木川、横川川、細見谷、深谷川及び宇佐川等の上流に生息し、これらの下流域には太平洋側河川の上流冷水域に生息するヒワマスの陸封されたものとされるアマゴが生息している。

いずれの水系の特徴として、滝が多いこと、急こう配であること、また、水温が低いことが挙げられる。

エ 自然現象

本地域の自然現象として特色のあるものとしては、冬季に恐羅漢山や十方山山頂等の尾根筋に見られる見事な“霧氷”があり、霧氷の作り出す特異な景観を挙げることができる。

また、本地域の峡谷は、匹見峡、三段峡及び寂地峡等の深い渓谷がある。これらには多くの瀑布が見られる。

本地域の瀑布の主なものとして、次の滝が挙げられる。

(裏匹見峡) 五段の滝

(細見谷) 大竜頭滝

(柴木川・三段峡) 姉妹滝、赤滝、雌滝、雄滝、三段滝、玉緒滝、娘滝、出合滝

(横川川・三段峡) 二段滝、魚切滝

(田代川・奥三段峡) くも淵の滝

(柴木川・三段峡) 穀糸滝、貴船滝、三ツ滝

(宇佐川・寂地峡) 竜ヶ滝（竜頭ノ滝、竜門ノ滝、九連ノ滝、白竜ノ滝、登竜ノ滝、竜尾ノ滝の6段の滝の連続H = 90m）

(宇佐川・犬戻峠) 犬戻18滝

(宇佐川・浦石峠) 赤羽ノ滝、木目ノ滝、大人足跡ノ滝

(宇佐川) 宇佐ノ大滝

○ 人文その他の特殊景観

本地域は、標高が海拔300m以上であること等から、寒冷地に属する地域であること、また、西中国山地に囲まれ、盆地状に広がる峡谷平地や河岸段丘となっているところに田畠を主とする耕地が見られる他は、樹林に覆われ、古くから林業を中心として栄えてきたところである。したがって、縄文期以降の遺跡等についても、峡谷平地や河岸段丘において密度が高く、現在においても人文景観の見られる地域は同じで、こうした地域において、山間部独特の牧歌的な景観を見ることができる。

雲月山が製鉄の歴史では重要な役割を果たしている。且波在と井野を結ぶ線は、中国山地での鉄穴流し稼行地のほぼ西の限界線を形成する。

雲月山の鉄穴流しは、金城町の落合・西谷・東谷（浜田川水系）と旭町のねずみ原（坂本、江川水系）方面で行われている。旭町の鉄穴流しからみていくと、ねずみ原地区は、現在の雲月山キャンプ場近くを水源としてここから水をひき、途中数カ所にため池を設けつつ、水路は「青年の家」の裏手を通り、西側の山腹をほぼ県境に沿って坂本に向かい、都川川（江川水系）に流している。水路・ため池の跡は現存し、採掘は青年の家の北下方などで行われた。ここでは江戸時代から盛んに行われていて、嘉永2年には鉄穴が4カ所あり、明治16年には年間3万貫の砂鉄を産出している。

特殊景観については、「土自然現象」で掲出したとおり、峡谷部に多くの瀑布が見られることと深い峡谷が見られることを除いては特にない。

(2) 利用の現況

本公園における主要な公園利用の形態は、本地域が山岳型の自然公園であることから、山岳部や高原、峡谷等が四季折々に表現する変化に富んだ自然環境を背景に、登山、ハイキング、ピクニック、キャンプ、スポーツであり、これらと併せての自然探勝、景観鑑賞である。

特に冬季のスキー場利用は、中国地方では中心的な役割を担っている地域であり、最大のスキー場群を形成している。

その他の時期は、夏場の登山、ハイキング、ピクニック、キャンプや秋の紅葉時における自然探勝、景観鑑賞が主なものである。

「自然公園等利用者数調」（環境庁：平成5年）によると本公園全体で1,084千人であり、島根県地域269千人、広島県地域694千人、山口県地域121千人を数え64パーセントを広島県地域が占めている。

本地域の利用のための公的交通手段については、広島～三段峡間を結ぶJR可部線及び中国自動車道、浜田自動車道その他の一般国・県道等を利用する定期路線バスの利用がある。主な交通手段は自家用車利用によっている状況である。

公園区域内の道路については、一般国道等の改良整備や大規模林道の整備が進行中であり、その進捗が待たれている。

西中国山地国定公園3県の利用者数の推移

（単位：千人）

	年別利用者数				
	元	2	3	4	5
島根県	131	204	247	258	269
広島県	723	891	931	783	694
山口県	142	146	144	141	121
計	996	1,241	1,322	1,182	1,084

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

西中国山地国定公園の土地所有別は、次表のとおりである。

(単位:ha)

	国有地	公有地	私有地	合 計
国定公園地域	6,348	5,348	16,857	28,553

イ 人口及び産業

①人 口

西中国山地国定公園の人口推移は、次表のとおりである。

(単位:人)

	昭 55	60	平 2
島 根 県	30,448	30,256	28,872
広 島 県	9,072	8,534	8,084
山 口 県	6,296	5,322	4,858
計	45,816	44,112	41,814

(注)平成2年度の国勢調査の結果による

上記の表に見られるとおり、昭和55年度国勢調査以降は連続して人口減少傾向にあり、毎回、前回の国勢調査の人口を下回り過疎化傾向にある。

②産 業

産 業 別 就 業 人 口

(単位:人・%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
島 根 県	62,891	15.6	126,264	31.4	213,033	53.0	402,188
広 島 県	1,948	37.2	1,389	26.6	1,893	36.2	5,230
山 口 県	616	23.8	840	32.4	1,137	43.8	2,593
計	65,455	16.0	128,493	31.3	216,063	52.7	410,011

(注)平成2年度の国勢調査の結果による

本公園内の産業は、農林業を主体としており、本公園内の第1次産業就業者の構成比は15.6パーセントから37.2パーセントと他地域を上回っている。

また、関係町村の大部分を森林が占めており、古くから林業が地域住民の生活基盤であったことから、現在でも林業就業者の構成比は他地域を大きく上回っている。

しかし、近年、林業を中心とした第1次産業の不振により、今後、中国自動車道、浜

田自動車道、大規模林道等の交通網の活用、地域の特性を生かした各種施策の展開により既存産業の活性化、地域活力の回復等地域経済の活性化が期待される。

ウ 権利制限関係

①保安林

(単位:ha)

種 類	位 置	重複 面積	指定年月日
水 源 か ん 養	島根県邑智郡境町地内	32	昭和28年4月28日
	・ 露賀郡金泉町地内	609	昭和35年11月9日
	・ 旭町地内	582	昭和35年10月26日
	・ 美濃郡匹見町地内	4,551	昭和37年3月31日
	・ 鹿足郡日原町地内	48	昭和43年12月28日
	・ 六日市町地内	2,140	昭和43年12月28日
	広島県佐伯郡吉和村地内	5,094	昭和34年3月31日
	・ 山県郡戸河内町地内	3,011	昭和29年10月7日
	・ 山県郡芸北町地内	2,390	昭和33年6月20日
	山口県玖珂郡朝日町地内	2,250	昭和28年12月14日
小 計		20,707	
土砂流出防備	島根県美濃郡匹見町地内	3	昭和45年12月23日
	・ 鹿足郡六日市町地内	9	昭和58年7月19日
	広島県山県郡戸河内町地内	1	昭和56年7月3日
	山口県玖珂郡朝日町地内	48	昭和51年3月27日
小 計		61	
保 健	島根県美濃郡匹見町地内	50	昭和54年6月5日
	広島県佐伯郡吉和村地内	933	昭和54年2月8日
	山県郡芸北町地内	13	昭和58年6月7日
		996	
風 致	広島県山県郡戸河内町地内	458	大正13年7月29日
	・ 山県郡芸北町地内	306	大正11年5月4日
小 計		764	
面 積 計		22,528	

②鳥獣保護区

名 称	位 置	面積(ha)	指定年月日
匹見峠 鳥獣保護区	島根県美濃郡匹見町 島根県鹿足郡日原町	733 (内緑 73)	昭和41年10月28日 平成5年10月29日
安蔵寺山 鳥獣保護区	島根県六日市町, 美濃郡匹見町	819	昭和58年10月31日
聖湖鳥獣保護区	広島県山県郡芸北町	37	
細見谷 鳥獣保護区	広島県佐伯郡吉和村	851	昭和58年10月31日
梅床鳥獣保護区	広島県山県郡芸北町	240	昭和56年10月30日
冠山鳥獣保護区	広島県佐伯郡吉和村	1,630	昭和63年10月27日
忍羅漢山 鳥獣保護区	広島県山県郡戸河内町	846	昭和61年10月30日
苅尾鳥獣保護区	広島県山県郡芸北町	595 (内緑112)	昭和42年 3月31日
立岩鳥獣保護区	広島県佐伯郡吉和村	495	昭和40年10月 8日
天狗石山 鳥獣保護区	広島県山県郡芸北町	329	昭和40年10月 8日
三段峠 鳥獣保護区	広島県山県郡戸河内町	1,306 (内緑499)	昭和39年11月 1日
寂地山 鳥獣保護区	山口県玖珂郡錦町	1,289 (内緑 42)	昭和47年11月 1日
面 積 計		9,170 (内緑 726)	

③史跡名勝天然記念物

◇ 国指定

名 称	位 置	指定年月日	区 分
オオサンショウウオ	地域を定めず	(昭和26年6月9日) 昭和27年3月29日	(天然記念物指定) 特別天然記念物
三 段 峠	広島県山県郡戸河内町 芸北町	(大正14年10月8日) 昭和28年11月14日	(名勝指定) 特別名勝
ヤ マ ネ	地域を定めず	昭和50年6月28日	天然記念物

◇ 県指定

名 称	位 置	指定年月日	区 分
冠高原のレンゲツツジ大群落	広島県佐伯郡吉和村	昭和29年4月23日	天然記念物 (約286アール)
寂 地 峠	山口県玖珂郡錦町	昭和41年6月10日	名勝
宇佐八幡宮のスギ巨樹群	"	昭和53年3月31日	天然記念物

◇ 町村指定

名 称	位 置	指定年月日	区 分
大神ヶ岳	島根県美濃郡匹見町	昭和57年11月18日	史跡
木地屋の墓	" 鹿足郡六日市町	昭和40年 3月25日	史跡
河津の石楠花自然林	"	昭和40年 3月25日	天然記念物
宇佐八幡宮神殿	山口県玖珂郡錦町	昭和55年10月 1日	建造物
宇佐玉藏寺のコウヤマキ	"	昭和59年12月10日	天然記念物
ナラガシワ(地方名 悟桐柴)群生地	広島県山県郡芸北町	昭和59年3月29日	天然記念物
ニ レ	"	昭和59年3月29日	天然記念物

3 公園区域

西中国山地国定公園の区域を次のとおりとする。

(公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	邑智郡瑞穂町 大字市木の一部	32
	那賀郡金城町内 国有林川本営林署 1011林班、1030林班及び1031 林班の各一部	
	那賀郡金城町 大字小国、大字長田及び大字波佐の各一部	639
	那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1010林班の全部並びに1027林 班及び1028林班の各一部	
	那賀郡旭町 大字市木、大字来尾、大字坂本及び大字都川の 各一部	635
	美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1004林班、1019林班、1020林班 及び1025林班から1029林班までの全部並びに 1003林班、1005林班及び1021林班から1023林班 までの各一部	
	美濃郡匹見町 大字紙祖、大字匹見及び大字道川の各一部	5.171
	鹿足郡日原町内 国有林日原営林署 21林班から23林班まで及び25 林班の各一部	48
	鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 96林班から98林班までの全部	
	鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部	2,686
		小 計 9,211

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広 島 県	佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 242林班から269林班までの 全部並びに241林班、293林班から295林班まで、 297林班及び298林班の各一部 佐伯郡吉和村 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頓原、字中津谷 及び字吉和西の各一部	5,138
	山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 272林班から279林班まで及び 288林班から292林班までの全部 山県郡戸河内町 字牛小屋、字田代、字中の甲、字二軒古屋、字古 屋敷、字本横川、字向真入、字餅ノ木、字横川北平、 字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字 横川餅ノ木平の全部並びに字真入山、字松原、 字向イ山及び字蔵ヶ迫の各一部	5,915
	山県郡芸北町 大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大 字筋屋形、大字草安、荒神原、大字才乙、大字高野、 大字土橋、大字西八幡原、大字橋山、大字東八 幡原及び大字政所の各一部	4,336
	小 計	15,389
山 口 県	玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班まで、64林 班から71林班まで、1024林班及び1025林班の全 部並びに55林班の一部 玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	3,953
	小 計	3,953
	合 計	28,553

西中國山地國定公園

公園計画書
(公園計画の変更)

目 次	ページ
1 基本方針.....	25
2 保護計画.....	27
(1) 保護規制計画.....	27
ア 特別地域.....	27
(ア) 特別保護地区.....	29
(イ) 第1種特別地域.....	34
(ウ) 第2種特別地域.....	44
(エ) 第3種特別地域.....	54
イ 面積内訳.....	64
(ア) 地域地区別土地所有別面積.....	64
(イ) 地域地区別市町村別面積.....	66
3 利用計画.....	68
(1) 利用施設計画（環境庁長官決定分）.....	68
ア 集団施設地区.....	68
イ 道 路.....	80
(ア) 車 道.....	80
(イ) 歩 道.....	84

1 基本方針

西中國山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる「冠山山地」一帯の地域からなる山岳公園で、学術上貴重な自然林や動植物の生息・分布地域の保護及び阿佐山、天狗石山、雲月山、臥竜山、大佐山、恐羅漢山、十方山、五里山、冠山、寂地山、安蔵寺山等の優れた山岳景観の保護並びにこれらの山々の間に見られる匹見峠、三段峠、奥三段峠、細見谷、深谷峠、寂地峠等の美しい渓谷や餅ノ木、横川及び水梨等の断層谷の保護と適正な利用を図るために、昭和44年1月10日に国定公園に指定された。この際、全域が特別地域とされた。

指定以来20年以上が経過した現在、中国自動車道及び浜田自動車道の開通をはじめとする道路の改良整備の進展、スキー場の開発及び森林施業等、公園を取り巻く社会経済情勢が変化する一方、国民の自然環境保全への認識の高まりに伴い、学術上貴重な自然林等の保全を主体とした保護計画の見直しが必要となってきた。

また、公園利用の側面からも自然環境とのふれあいに対する欲求の高まり、余暇時間の増大、利用者ニーズの多様化等を踏まえた利用計画の見直しが必要となってきた。このような状況に基づいて、保護及び適正な利用を図るために、公園計画の再検討を実施するものである。

なお、再検討にあたっては、「国立公園計画の再検討要領」（昭和48年11月22日付け環自計第615号）に準ずるほか、下記の基本方針によるものとする。

記

(1) 保護計画（保護規制計画）

ア 特別地域の区域の明確化

現行特別地域の区域線全般について、公園区域の場合と同様の要領で、区域線の設定及び明確化を行うものとする。

イ 特別保護地区及び特別地域の地種区分の変更及び決定

次により実施するものとする。

(ア) 特別保護地区は、現状維持とし、引続き、特に厳重な景観の保護を図っていくこととする。

(イ) 現行特別地域及び特別地域予定地の全般にわたって、一定の単位ごとに景観、植生、野生生物等の保全すべき対象とその特性を把握し、各保全対象を維持していくために必要な規制を明らかにする。

(ウ) 明らかにされた規制内容と審査指針の規制内容とを照合し、各地域ごとに妥当性のある地種区分等を予定する。

(エ) 予定された地種区分等と現行の地種区分等を照合し、整合しないものについては、地権者及び関係行政機関等と調整を図りつつ、地種区分等を決定する。

ウ 特別地域の地種区分の明確化

イにより、変更が行われる場合及び現行地種区分線全般について、公園区域の場合と同様の要領で境界線の設定及び明確化を行うものとする。

(2) 利用計画(利用施設計画)

ア 集団施設地区

聖湖集団施設地区については、その北側の八幡原高原の県有地を集団施設地区に編入して聖湖八幡原集団施設地区として、両地区がそれぞれ役割を分担して、本公園の北部地域における重要な利用拠点として区域及び整備計画を見直し、地区の整備充実を図る。

牛小屋高原集団施設地区については、本公園中心部の利用拠点として整備計画を見直し、地区の整備充実を図る。

イ 単独施設

全般にわたり利用上及び利用実態等からの必要性、事業執行状況等を確認するとともに、実施可能性、風致景観に及ぼす影響等を勘案し、必要に応じて追加又は削除を行うものとする。

ウ 道路

全般にわたり、必要性、利用実態、実施可能性及び風致景観に及ぼす影響等を点検し、必要な追加、変更、又は削除を行うものとする。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	邑智郡瑞穂町 大字市木の一部	32
	那賀郡金城町内 国有林川本営林署 1011林班、1030林班及び1031林班 の各一部	
	那賀郡金城町 大字小国、大字長田及び大字波佐の各一部	639
	那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1010林班の全部並びに1027林班 及び1028林班の各一部	
	那賀郡旭町 大字市木、大字来尾、大字坂本及び大字都川の各一部	635
	美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1004林班、1019林班、1020林班及 び1025林班から1029林班までの全部並びに1003林班、 1005林班及び1021林班から1023林班までの各一部	
	美濃郡匹見町 大字紙祖、大字匹見及び大字道川の各一部	5,171
	鹿足郡日原町内 国有林日原営林署 21林班から23林班まで及び25林 班の各一部	48
	鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 96林班から98林班までの全部	
	鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部	2,686
		小計 9,211

(7) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1028林班及び1029林班の各一部 美濃郡匹見町 大字匹見及び大字道川の各一部	77
		小計 77
広 島 県	佐伯郡吉和村 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頬原、字中津谷及び字吉和西の各一部	3
山 島 郡 戸 河 内 町	国有林広島営林署 272林班から279林班まで及び288林班から292林班までの全部	508
山 島 郡 戸 河 内 町	字牛小屋、字田代、字中の甲、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字向真入、字餅ノ木、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の全部並びに字真入山、字松原、字向イ山及び字蔵ヶ迫の各一部	181
山 島 郡 芸 北 町	大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字薺屋形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字土橋、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	42
山 口 県	玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班までの各一部 玖珂郡錦町 大字宇佐の一部	42
		小計 42
	合 計	811

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広 島 県	佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 242林班から269林班までの全部並びに241林班、293林班から295林班まで、297林班及び298林班の各一部 佐伯郡吉和村 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頬原、字中津谷及び字吉和西の各一部	5,138
	山 島 郡 戸 河 内 町内 国有林広島営林署 272林班から279林班まで及び288林班から292林班までの全部	5,915
	山 島 郡 芸 北 町 大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字薺屋形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字土橋、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	4,336
	小計 15,389	
山 口 県	玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班まで、64林班から71林班まで、1024林班及び1025林班の全部並びに55林班の一部 玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	3,953
	小計 3,953	
合 計		28,553

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
臥 竜 山	広島県山県郡芸北町 大字東八幡原の一部	クロモジ・ブナ群集の地域で、中腹から山頂にかけて約20haの範囲で、樹齢およそ300年の本公園で最も優れたブナの自然林に、アシオスギが混生する独特の植物景観を呈している。 冬季に見事な霧氷が見られ、特別保護地区として厳正な保護を図る。	148
西 三 段 峡	広島県山県郡戸河内町 字向真入及び字横川餅ノ木平の各一部 広島県山県郡芸北町 大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部	三段峡の中でも特に優美と言われる三ツ滝や、両岸の岩壁のそり立つ幅5メートル程の竜門等、三段峡五大壯觀の一つに数えられる景勝があり、特別名勝三段峡の最上流部に位置する。 特別保護地区として厳正な保護を図る。	50
三 段 峡	広島県山県郡戸河内町 字向イ山、字薪ヶ迫、字横川北平、字横川田代平及び 字横川東平の各一部	太田川上流の柴木川のうち、延長約16キロメートルの長大な峡谷で、雄大なスケールと多彩な美しさを持つ我が国屈指の名峡として特別名勝に指定されている。石英班岩や石英花崗岩の基盤が深く侵食されて、高さ40メートルに及ぶ大岩壁や、幾多の滝や急流、深淵が見られ、なかでも猿飛、二段滝、三段滝は、上流部の三ツ滝、竜門とともに三段峡五大壯觀と言われ、見所である。 かつて、ブナ林の伐採が進んでブナが減少し、現在では、高木層・亜高木層にトチノキ、イタヤカエデ、ハイイヌガヤ、サワグルミ等が優占しており、特別保護地区として厳正な保護を図る。	491
表 匹 見 峡	島根県美濃郡匹見町 大字匹見及び大字道川の各一部	匹見川の上流約4kmにわたって広がる渓谷で、魚飛、長渕、屏風ヶ浦など深い淵が連続し、その両岸は800~1,000メートルの山塊がせまり、特異な景観を呈している。特別保護地区として厳正な保護を図る。	38
裏 匹 見 峡	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1028林班及び1029林班の各一部 島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部	中国山地北面に山陵の配列方向と平行してV字状の谷を刻み、そこに急流、深淵、瀑布が連続し渓谷両岸には岩盤が露呈し、得意な渓谷景観を呈している。特別保護地区として厳正な保護を図る。	39
寂 地	山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班までの各一部	寂地山からのなだらかな稜線はほとんどブナの森林で覆われる。広島県にかけてのこの一帯のブナ林は、その規模の雄大なことでは中国地方随一と称されており、特異な景観を示している。特別保護地区として厳正な保護を図る。	23

名 称	区 域
寂 地 峡	山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部
冠 高 原	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
寂地峡は、寂地山に源を發した河谷が宇佐の高位段丘面にそそぐ間に生じた峡谷であるが、このうち、峡谷中隨一の景観を誇る竜ヶ滝地域については、特別保護地区として厳正な保護を図る。	19
標高800メートルあたりのなだらかな草原につづく、レンゲツツジの自生大群落で、広島県指定の天然記念物である。面積は2.7haあり、レンゲツツジの大群落としては南限にあたり、5月下旬～6月上旬頃オレンジ色の花が開き高原を彩る。特別保護地区として厳正な保護を図る。	3
合 計	811

(4) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4: 第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	那賀郡金城町 大字長田の一部	9
	那賀郡旭町内 国有林川本管林署 1027林班の一部	80
	那賀郡旭町 大字来尾及び大字坂本の各一部	80
	美濃郡匹見町内 国有林日原管林署 1004林班、1019林班、1028林班 及び1029林班の各一部	—
	美濃郡匹見町 大字紙祖及び大字匹見の各一部	485
	鹿足郡日原町内 国有林日原管林署 21林班及び22林班の各一部	33
	鹿足郡六日市町内 国有林日原管林署 96林班の一部	—
	鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部	107
		小計 714
広 島 県	佐伯郡吉和村内 国有林広島管林署 241林班から246林班まで、249林 班から257林班まで、264林班から269林班まで、294 林班、295林班、297林班及び298林班の各一部	510
	佐伯郡吉和村 字下山古川及び字吉和西の各一部	—
	山県郡戸河内町内 国有林広島管林署 272林班から275林班まで、278林 班、279林班、288林班から290林班まで及び292林班 の各一部	—
	山県郡戸河内町 字真入山、字中の甲、字松原、字向真入、字向イ山、 字横川田代平及び字横川東平の各一部	408

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 績 県	山県郡芸北町 大字雲耕、大字大暮、大字土橋、大字橋山、大字東八 幡原及び大字政所の各一部	237
		小計 1,155
山 口 県	玖珂郡錦町内 国有林山口管林署 52林班、53林班及び55林班的各 一部	—
	玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	90
		小計 90
合 計		1,959

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
三 ツ 石 山	島根県那賀郡旭町内 国有林川本管林署 1027林班の一部	ブナ、ミズナラからなる自然林が残されている地域であり、適正な保護を図っていく。	31
天 狗 石 山	島根県那賀郡旭町 大字来尾の一部 広島県山県郡芸北町 大字大暮の一部	島根、広島の県境の当該区域は、ブナクラス域自然植生の地域で、ブナの自然林と一部にススキ草原がみられ、自然景観の優れた地域である。 また、天狗石山は、天然スギが高山特有の奇勝を描き出しており、適正な保護を図っていく。	75
雲 月 山	島根県那賀郡旭町 大字坂本の一部 広島県山県郡芸北町 大字土橋の一部	県境の草原化した名山で、高山的景観を呈し、一部にブナクラス域代償植生の樹林地が認められるほかは、ススキを主体にチュウゴクザサ、ショウジョウスゲ、マツムシソウ、トダシバ、マルバハギ等の草原が広く展開し、展望性に優れた地域である。ホトトギス、カッコウ等の鳴き声が聞かれ、特に昆虫類が豊富で学術上貴重な生物群が生息している。	108
大 佐 山	島根県那賀郡金城町 大字長田の一部	ブナクラス域自然植生の地域で、周辺からのランドマークにもなっている自然景観の優れた地域であり、適正な保護を図っていく。	9
掛 頭 山	広島県山県郡芸北町 大字雲耕、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	ブナクラス域自然植生と代償植生とからなり、優れた自然環境の地域である。山頂部にカシワ群生地があり、町が天然記念物に指定している。適正な保護を図る。	103
深 入 山	広島県山県郡戸河内町 字真入山、字松原、字向真入及び向イ山の各一部	一部にブナクラス域代償植生の樹林地があるほか、総体的にやわらかなススキ草原の特異な景観で、その中に可憐な野花が彩りを添えている。また、毎春4月に山焼きが行われ、山麓部には本地域の利用拠点となる「いこいの村ひろしま」の各種利用施設が整備されている。	230
聖 山	広島県山県郡戸河内町内 国有林広島管林署 292林班の一部 広島県山県郡戸河内町 字中の甲及び字横川田代平の各一部	山頂部は、優れたブナ及びミズナラ等の自然林及びススキ草原からなり、本地域の景観上重要な指標となっており、適正な保護を図っていく。	13
奥 匹 見 峠	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原管林署 1019林班の一部	クマシデ、トチノキ、カツラ等からなる渓畔性落葉広葉樹林が見られ、自然環境の極めて優れた地域で、国有林の風景林となっており、適正な保護を図っていく。	43

名 称	区 域
奥三段峡	広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 272林班、278林班及び279林班の各一部 広島県山県郡戸河内町 字横川田代平の一部
忍羅渓山・砥 石郷山・横川 越・五里山	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1004林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部 広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 272林班から275林班まで及び288林班から290林班までの各一部 広島県山県郡戸河内町 字横川田代平の一部 広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 249林班から255林班までの各一部
十 方 山	広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 256林班から258林班まで、294林班、295林班、297林班及び298林班の各一部 広島県山県郡戸河内町 字横川東平の一部
裏匹見峡北	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1028林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
裏匹見峡南	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1029林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
高木層・亜高木層にブナ、ミズナラ、ミズメ、シデ等多彩な樹種が優占する自然の宝庫と言われるほどの幽谷で、優れた自然環境が保全された地域であり、適正な保護を図っていく。	4.1
稜線部のブナ、ミズナラその他の落葉広葉樹林帯とススキ草原、ササ草原からなる地域で、一部にスギ、カラマツ林が含まれるが、全体として優れた自然環境があり、適正な保護を図っていく。	33.6
山頂部はササ草原で、特に周囲の展望に優れた場所であり、山頂部に連なる尾根筋はブナ、ミズナラ等の自然林であり、適正な保護を図っていく。	7.1
特別保護地区に隣接し、ウラジロガシを主体としケヤキ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹を多く含む渓谷林であり、適正な保護を図っていく。	7.2
特別保護地区に隣接し、ミズナラ林が主体の地域であり、適正な保護を図っていく。一部、島根大学演習林となっている。	1.6

名 称	区 域
細 見 谷	広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 241林班から246林班まで及び264林班から269林班までの各一部 広島県佐伯郡吉和村 字下山古川の一部
冠 山	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部 山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班及び53林班の各一部
安 蔵 寺 山	島根県鹿足郡日原町内 国有林日原営林署 21林班及び22林班の各一部 島根県美濃郡匹見町 大字紙祖の一部 島根県鹿足郡六日市町 大字上高尻の一部
河 津	島根県鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 96林班の一部 島根県鹿足郡六日市町 大字田野原の一部
犬 戻 峠	山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部
冠 高 原	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部
浦 石	山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 55林班の一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
高木層にイヌブナ、コハウチワカエデ、アカシデ等の優占する優れた落葉広葉樹林であり、貴重な自然林である。適正な保護を図っていく。	184
標高1284mの冠山を中心とした地域であり、ブナ、コナラ、トチ等の自然林におおわれ、高木層・亜高木層にブナ、オオイタヤメイゲツ、センノキ、タンナサワフタギ、マルバアオダモ等の優占するクロモジ・ブナ群集の地域である。植物分布上興味深い植物が豊富で、有数のフロラの宝庫と言うべき区域であり、適正な保護を図っていく。	191
ブナクラス域自然林のスギーブナ群落が主体の地域であり、天然スギとブナのコントラストが美しい、自然環境の優れた地域である。また、東側にある伊源谷には、トチノキ、サワグルミを中心とした峡谷植生が見られる。この地域内の町有林は、町民の森に指定され、風致景観保全が図られている。	265
渓谷沿いにツガホンシャクナゲ群落がある地域であり、シャクナゲ自生林は、町指定の天然記念物に指定されており、適正な保護を図っていく。	36
峡谷中最も景観のすばらしい犬戻18滝を中心とした地域の風致景観保全を図っていくものとする。寂地峡の竜ヶ滝と比較すると、流路が長く、緩流部が多いため、やや違った趣を醸し出している。本公園の核心をなす地域のひとつである。	26
放牧地跡や、ササ草原にクリ・コナラ群落、アカマツの自然林等がモザイク状に展開する地域で、冠山等の展望に恵まれており、風致景観の保全を図っていく。	34
浦石峡地域も本公園の核心をなす地域のひとつであるが、この地域は、宇佐川が高位段丘面を浸食する過程において生じた遷急点にかかるものと考えられており、高さ28mの宇佐ノ大滝を中心とした地域の風致景観保全を図っていくものとする。	38

名 称	区 域
深 谷 峡	島根県鹿足郡六日市町 大字田野原の一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐郷の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
本公園の代表的な景観地であり、アカマツ、コナラが主体となっている林であり、深さ84mの峡谷とともに、急峻な両側斜面を含め、峡谷と調和した風致景観保全を図っていくものとする。	37
合 計	1,959

(9) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6: 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	那賀郡金城町内 国有林川本営林署 1011林班の一部	194
	那賀郡金城町 大字長田の一部	
	那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1010林班の一部	66
	那賀郡旭町 大字来尾及び大字坂本の一部	
	美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1003林班から1005林班まで、1019 林班から1023林班まで及び1029林班の各一部	1,616
	美濃郡匹見町 大字紙祖、大字匹見及び大字道川の一部	
	鹿足郡日原町内 国有林日原営林署 22林班、23林班及び25林班の各一部	30
	鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 96林班の一部	
	鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部	1,432
		小計 3,338
広 島 県	佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 247林班から266林班まで、293林 班から295林班まで、297林班及び298林班の各一部	
	佐伯郡吉和村 字吉和西の一部	600

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 口 県	山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 272林班から278林班まで及び288 林班から291林班までの各一部	
	山県郡戸河内町 字牛小屋、字田代及び字餅ノ木の全部並びに字真 入山、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字 向真入、字向イ山、字蔵ヶ迫、字横川北平、字横川田 代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の 各一部	3,285
	山県郡芸北町 大字大暮、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字西八 幡原及び東八幡原の各一部	823
		小計 4,708
山 口 県	玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班まで、64林班か ら69林班まで及び1024林班の各一部	
	玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	507
		小計 507
	合 計	8,553

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
天狗石山南	島根県那賀郡旭町 大字来尾の一部 広島県山県郡芸北町 大字大暮及び大字才乙の各一部
阿佐山南	広島県山県郡芸北町 大字大暮及び大字高野の各一部
雲月山	島根県那賀郡金城町内 国有林川本営林署 1011林班の一部 島根県那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1010林班の一部 島根県那賀郡旭町 大字坂本の一部
大佐山	島根県那賀郡金城町 大字長田の一部 広島県山県郡芸北町 大字荒神原の一部
臥竜山麓 ・八幡原	広島県山県郡芸北町 大字東八幡原の一部
聖湖北部	広島県山県郡芸北町 大字東八幡原の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
第1種特別地域の天狗石山から伸びるブナ・ミズナラ群落の尾根筋で、落葉広葉樹林である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	56
阿佐山から南に伸びる尾根筋で、落葉樹林と常緑樹林からなっている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	63
ミズナラ林が主体で、一部にススキ草原(尾根部)や、コナラ林が見られる高山的景観を有する地域である。また、一部は利用者のための野営場が整備されている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	78
傍示峠(拂路峠)周辺の地域で、ブナ-ミズナラ群落が在り、大佐山スキー場等の利用施設地として造成された人工草地や植林地が存在する。利用施設との調整を図りながら景観の維持を図っていく。	247
特別保護地区の臥竜山・掛頭山山麓の東八幡原一帯の地域で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や一部に植林地、ササ草原が交じり、牧場跡地では湿原を保護しながら公園の整備が進められている。利用施設との調整を図りながら風致、景観の保全を図っていく。	407
聖湖北側のササ草原に落葉広葉樹の疎林の交じる植生の区域で、野営場施設が整備され、利用拠点となっている。利用施設との調整を図りながら風致景観の保全を図っていく。	34

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
柴木・恐羅漢山 ・横川・五里山 ・細見谷・十方 山南西	広島県山県郡芸北町 大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部 広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 272林班から275林班まで及び288林班から290林班までの各一部 広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 247林班から266林班まで、293林班及び294林班の各一部 広島県山県郡戸河内町 字牛小屋、字田代及び字餅ノ木の全部並びに字真入山、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字向真入、字向イ山、字戸ヶ迫、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の各一部 広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部	特別保護地区の三段峡に隣接する柴木川流域の地域から、第1種特別地域となっている恐羅漢山の東山麓に位置する本公園の利用拠点の牛小屋地区、さらに五里山にかけての稜線及びそれに続く山腹部、また、第1種特別地域の十方山山腹部の緩衝地域の役割も果たしている南西側山腹部と共に続く稜線沿いまでの広範囲に及ぶ地域からなり、国有林が大部分を占めている。ブナ、ミズナラ等の広葉樹林やアカマツ群落等の自然林、スギ、ヒノキの造林地があり、一部にササ草原が見られる。国有林部分については、自然休養林に指定されている。 利用施設や林業活動との調整を図りながら風致景観の保全を図っていく。	3,796
恐羅漢山西	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1004林班及び1005林班の各一部	第1種特別地域となっている恐羅漢山の西側の山麓部でブナ及びミズナラ林が主体の地域である。林業活動との調整を図りながら主として、自然林の保全を図っていく。	38
奥匹見峠	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1019林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字道川の一部	渓谷沿いのアカシデーイヌシデ群落とコナラ群落からなる地域であり、利用者のための駐車場が整備されている。林業活動との調整を図りながら主として、自然林の保全を図っていく。	64
岩倉山東県境	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1020林班から1023林班まで及び1003林班の各一部 広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 276林班から278林班まで及び291林班の各一部	県境稜線の地域で、ブナ林及びチシマザサ等のササ草原からなっている。一部公團造林地となっている。林業活動との調整を図りながら、主として、稜線景観、自然林の保全を図っていく。	108
表匹見峠周辺	島根県美濃郡匹見町 大字匹見及び大字道川の各一部	表匹見峠特別保護地区に隣接し、サカキーウラジロガシ群落及びコナラ群落からなる地域であり、林業活動との調整を図りながら、主として、自然林の保全を図っていく。	411

名 称	区 域
広見川東斜面	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
十方山南東斜面	広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 295林班、297林班及び298林班の各一部
裏 匹 見 峡 南 斜 面	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1029林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
赤谷山・寂地峠 ・広高山北県境	島根県美濃郡匹見町 大字紙祖及び大字匹見の各一部 広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部
安 藏 寺 山	島根県美濃郡匹見町 大字紙祖の一部 島根県鹿足郡日原町内 国有林日原営林署 22林班、23林班及び25林班の各一部 島根県鹿足郡六日市町 大字上高尻の一部
河津峠・深谷峠	島根県鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 96林班の一部 島根県鹿足郡六日市町 大字田野原の一部
冠高原北県境	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部 山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班までの各一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
渓谷沿いから東斜面にかけて、ミズナラ林が見られ、良好な景観を呈している。林業活動との調整を図りながら、主として、自然林の保全を図っていく。	205
第1種特別地域の十方山山腹部の緩衝地域の役割も果たしている南東側山腹部の地域で、ブナ、ミズナラ等の自然林、スギ、ヒノキ植林が見られる地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	26
特別保護地区、第1種特別地域となっている裏匹見峡を中心とした地域に隣接し、ミズナラ林が主体の地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	185
広高山から赤谷山へと北に連なる県境稜線の地域で一部が町有林となっている。ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林と、その間にスギ、ヒノキの植林が混在する。林業活動との調整を図りながら、主として稜線景観、自然林の保全を図っていく。	783
第1種特別地域の安蔵寺山に隣接する地域で、ブナ、ミズナラ、コナラ等の樹林とアカマツ、スギ、ヒノキ等の植林が混在する地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行く。	781
第1種特別地域の河津峠、深谷峠の背景となる地域で、ミズナラ、ツガ、コナラ等の樹林や、スギ、ヒノキの植林が混在しており、主として、自然林を保全し、農林業活動との調整を図りながら、景観の維持を図っていく。	708
冠山から南に伸びる県境稜線沿いの地域で、ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林である。 県境の稜線周辺部は、景観上利用者の視界に入りやすいところでもあり、また北の「冠山」地域及び南の「冠高原」地域（広島県）の2か所が第1種特別地域でもあり、これらの地域の緩衝地域としての役割も果たしている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行くものとする。	110

名 称	区 域
寂地山・右谷山 ・小五郎山	山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班及び64林班から69林班までの各一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部
犬 戻 峠	山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部
浦 石	山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 1024林班の一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部
深 谷 峠	島根県鹿足郡六日市町 大字田野原の一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐郷の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
第1種特別地域の冠山からなる寂地山・右谷山・小五郎山の稜線周辺部は、景観上利用者の視界に入りやすいところでもあり、林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行くものとする。	236
第1種特別地域となっている犬戻18滝を中心とした地域の緩衝地域としての役割を果たしている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行くものとする。	105
第1種特別地域となっている宇佐ノ大滝を中心とした地域の緩衝地域としての役割を果たしている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行くものとする。	22
第1種特別地域となっている深谷峠に隣接する上流及び下流地域について、主として自然林を保全し、農林業活動との調整を図りながら、景観の維持を図っていくものとする。	90
合 計	8,553

(イ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8: 第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
島 根 県	邑智郡瑞穂町 大字市木の一部	32
	那賀郡金城町内 国有林川本宮林署 1011林班、1030林班及び1031林班 の各一部	
	那賀郡金城町 大字小国、大字長田及び大字波佐の各一部	436
	那賀郡旭町内 国有林川本宮林署 1010林班及び1028林班の各一部	
	那賀郡旭町 大字市木、大字来尾、大字坂本及び大字都川の各一部	489
	美濃郡匹見町内 国有林日原宮林署 1025林班から1027林班までの全 部並びに1003林班から1005林班まで、1019林班、1020 林班、1028林班及び1029林班の各一部	
	美濃郡匹見町 大字紙祖、大字匹見及び大字道川の各一部	2,978
	鹿足郡六日市町内 国有林日原宮林署 97林班及び98林班の全部並びに 96林班の一部	
	鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部	1,147
		小計 5,082
広 島 県	佐伯郡吉和村内 国有林広島宮林署 241林班から269林班までの各一 部	
	佐伯郡吉和村 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頓原、字中津谷及び 字吉和西の各一部	4.025

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 口 県	山県郡戸河内町内 国有林広島宮林署 272林班から279林班まで及び288 林班から292林班までの各一部	
	山県郡戸河内町 字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字向真入、 字向イ山、字横川西平及び字横川東平の各一部	1,714
	山県郡芸北町 大字蟹耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字辻屋 形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字土橋、大 字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の 各一部	3,095
玖 沢 郡		小計 8,834
	玖珂郡錦町内 国有林山口宮林署 70林班、71林班及び1025林班の全 部並びに52林班から54林班まで、64林班から69林班 まで及び1024林班の各一部	
大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部	3,314
		小計 3,314
	合 計	17,230

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
阿佐山・三石山 ・大暮川源流	島根県那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1028林班の一部 島根県邑智郡瑞穂町 大字市木の一部 島根県那賀郡旭町 大字市木及び大字来尾の各一部 広島県山県郡芸北町 大字大暮の一部	県境沿いの稜線部で、ブナ林、スギの植林が見られる。タラノキ、ウラジロガシ群集の地域であったが、公社、公団造林地となってい る。また、瑞穂スキー場が一部にある。	589
一兵山家山・ 雲月山・大瀬山	島根県那賀郡金城町内 国有林川本営林署 1011林班、1030林班及び1031林班の各一部 島根県那賀郡旭町内 国有林川本営林署 1010林班の一部 島根県那賀郡金城町 大字小国、大字長田及び大字波佐の各一部 島根県那賀郡旭町 大字来尾、大字坂本及び大字都川の各一部 広島県山県郡芸北町 大字大利原、大字奥原、大字刈屋形、大字草安、大字荒神原、 大字才乙及び大字土橋の各一部	公園北部の県境沿いの稜線部及び雲月山の周辺ゾーンで、ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林の間にスギ、ヒノキの植林地が 多く見られる。 雲月山の第1種及び第2種特別地域の緩衝地帯としての役割を果 している。	1,409
大佐山・東八 幡原・掛頭山	島根県那賀郡金城町 大字長田の一部 広島県山県郡芸北町 大字雲耕、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	稜線部はブナ、ウラジロガシ、モミ等の樹林地でその中にスギ、 ヒノキ等の植林地が入り、大佐山では県境沿いにミズナラ林及びチ マキザサ群落が見られる。八幡原では、水田、人口草地等がある。 掛頭山は、山頂の第1種特別地域の緩衝地帯としての役割を果た しており、ササ草原が広がり芸北国際スキー場のリフトの山頂駅が ある。 農林業を主とした地域で、これに十分配慮した上で、景観の保全 を図っていく。	542

名 称	区 域
柴木川・田代 川流域	広島県山県郡芸北町 大字西八幡原、大字橋山及び大字東八幡原の各一部 広島県山県郡戸河内町 国有林広島営林署 272林班から279林班まで、291林班及び 292林班の各一部
三 段 峠 北	広島県山県郡戸河内町 字松原、字向真入及び字向イ山の各一部
奥 匹 見 峠 東	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1019林班及び1020林班の各一部
奥 匹 見 峠 南	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1019林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字道川の一部
横 川	広島県山県郡戸河内町 字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字横川西平及び字横川東平 の各一部
亀 井 谷 上 流	島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1003林班から1005林班までの各一部
表 匹 見 峠 西	島根県美濃郡匹見町 大字匹見及び大字道川の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
樽床ダムの周辺地域はアカマツ群落が主体で、その他の地域はミズナラ、ウラジロガシ等の自然林や、スギ、ヒノキ等の植林地、スキ草原等からなっている。 農林業を主とした地域を含んでおり、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。	2,456
ウラジロガシ群集の樹林地である。 特別保護地区、第1種及び第2種特別の緩衝地域としての役割を果たしており、景観の保全を図っていく。	322
奥匹見峠の背景林で、ミズナラ林の地域である。 この地域は、裏匹見峠の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。	78
小尾根部でミズナラ林とスギ等の植林地が混在する地域である。 この地域は、裏匹見峠の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。	36
かつての横川集落の中心で、スギ、ヒノキ等の植林地と駐車場、その他の観光受け入れ施設などがある。また、横川川沿いに大規模林道の計画がある。農林業や利用施設との調整を図りながら、景観保全を図っていく地域である。	102
亀井谷の最上流部で、ミズナラ林及びブナ林が見られる地域である。 この地域は、恐羅漢山の第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。	51
一部にミズナラ林も見られるが、スギ等の植林地が主体となった地域である。 この地域は、表匹見峠の第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。	256

名 称	区 域
広見山～青路 頭・恐羅漢山 五里山～三坂 山・吉和西	<p>島根県美濃郡匹見町内 国有林日原営林署 1025林班から1027林班までの全部並びに 1028林班及び1029林班の各一部</p> <p>島根県美濃郡匹見町 大字紙祖及び大字匹見の一部</p> <p>広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 288林班から290林班までの各一部</p> <p>広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 241林班から255林班までの各一部</p> <p>広島県佐伯郡吉和村 字汐谷、字熊崎、字頓原、字中津谷及び字吉和西の各一部</p>
裏匹見峠南	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
十方山南西	<p>広島県山県郡戸河内町内 国有林広島営林署 290林班の一部</p> <p>広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 256林班から263林班までの各一部</p>
細見谷北	<p>広島県佐伯郡吉和村内 国有林広島営林署 264林班から269林班までの各一部</p> <p>広島県佐伯郡吉和村 字下山古川の一部</p>
冠高原北県境	<p>山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 52林班から54林班までの各一部</p> <p>山口県玖珂郡錦町 大字宇佐の一部</p>

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>標高の高い部分にブナ、ミズナラ、稜線の一部にススキ草原が見られるほかは、大部分がスギ・ヒノキ等の植林地となっている地域である。</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。</p>	
	6,094
<p>裏匹見峠の南側及び地番指定のスギ植林地である。林業活動が主としてなされる地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。</p>	9
<p>一部にブナ、ミズナラその他の広葉樹林を残し、全体的にはスギヒノキ、一部にカラマツの植林地となっている地域である。</p> <p>第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。</p>	481
<p>ブナ、ミズナラ、その他の広葉樹に一部スギ、ツガ等の針葉樹が混生する植生の地域で、国有林の自然休養林であり、今後とも自然休養的な利用の進められる地域である。</p> <p>第1種及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。</p>	332
<p>この地域は、寂地山、冠山の山稜地域であり、第1種特別地域、第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たすとともに、冠高原北県境全体の一体的な景観保全を図っていく地域である。</p> <p>また、農林活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく地域である。</p>	544

名 称	区 域
ガクガク山	島根県鹿足郡六日市町内 国有林日原営林署 97林班及び98林班の全部並びに96林班の一部 島根県美濃郡匹見町 大字紙祖の一部
寂地山・右谷山 ・小五郎山	山口県玖珂郡錦町内 国有林山口営林署 70林班、71林班及び1025林班の全部並びに52林班、64林班から69林班まで及び1024林班の各一部 山口県玖珂郡錦町 大字宇佐及び大字宇佐郷の各一部
猿 走 り	島根県鹿足郡六日市町 大字上高尻及び大字田野原の各一部
尾 路 地	島根県鹿足郡六日市町 大字田野原の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
一部にミズナラ、ブナ等の広葉樹林も見られるが、スギ等の植林地が主体となった地域である。 林業活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。	172
この地域は、寂地山、右谷山、小五郎山の山稜地域であり、第1種特別地域、第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たすとともに、一体的な景観保全を図っていく地域である。 また、農林活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく地域である。	2,770
ミズナラ林、アカマツ林、植林地が混在している地域である。 この地域は、農林活動が主としてなされている地域であり、このことに十分配慮した上で、景観保全を図っていく。	940
スギ、ヒノキ等の植林地である。 この地域は、河津、深谷地区の第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく地域である。	47
合 計	17,230

イ 面積内訳

(7) 地域地区別土地所有別面積

(表10 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別					
地種区分		特別保護地区		第1種			
土地所有別		国	公	私	国	公	私
島根県	土地所有別面積	32	0	45	166	338	210
	地種区別面積	77		714			
	地域地区別面積						
広島県	土地所有別面積	0	259	433	410	642	103
	地種区別面積	692		1,155			
	地域地区別面積						
山口県	土地所有別面積	23	0	19	20	0	70
	地種区別面積	42		90			
	地域地区別面積						
合計	土地所有別面積	55	259	497	596	980	383
	地種区別面積 (比率)	811 (2.8)		1,959 (6.9)			
	地域地区別面積 (比率)						
地域別面積 (比率)							

地域						合計		
第2種			第3種					
国	公	私	国	公	私	国	公	私
248	333	2,757	1,323	1,337	2,422	1,769	2,008	5,434
			3,338			5,082		
						9,134		
						9,211		
472	1,174	3,062	2,864	1,010	4,960	3,746	3,085	8,558
			4,708			8,834		
						14,697		
						15,389		
113	75	319	677	180	2,457	833	255	2,865
			507			3,314		
						3,911		
						3,953		
833	1,582	6,138	4,864	2,527	9,839	6,348	5,348	16,857
			8,553 (30.0)			17,230 (60.3)		
						27,742 (97.2)		
						28,553 (100.0)		
						28,553 (100.0)		

(4) 地域地区別市町村別面積

(表11：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区			現 行				
市町村名			特 別 地 域			合 計 陸 域 (A)	
			特 保	第1種	第2種	第3種	小 計
島根県	邑智郡	瑞穂町	0	0	0	32	32
	那賀郡	金城町	0	9	194	436	639
		旭町	0	80	66	489	635
	美濃郡	匹見町	77	354	2,530	2,210	5,171
	鹿足郡	日原町	0	18	30	0	48
		六日市町	0	107	1,432	1,147	2,686
小 計			77	568	4,252	4,314	9,211
広島県	佐伯郡	吉和村	3	422	613	4,100	5,138
	山県郡	戸河内町	508	396	3,281	1,730	5,915
		芸北町	181	237	783	3,135	4,336
小 計			692	1,055	4,677	8,965	15,389
山口県	玖珂郡	錦町	42	90	507	3,314	3,953
小 計			42	90	507	3,314	3,953
合 計			811	1,713	9,436	16,593	28,553

変 更 後					増 減
特 別 地 域					合 計 陸 域 (B)
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計	陸 域 (B-A)
0	0	0	32	32	32
0	9	194	436	639	639
0	80	66	489	635	635
77	500	1,616	2,978	5,171	5,171
0	18	30	0	48	48
0	107	1,432	1,147	2,686	2,686
0	146	△914	768	0	9,211
77	714	3,338	5,082	9,211	0
3	510	600	4,025	5,138	5,138
508	408	3,285	1,714	5,915	5,915
181	237	823	3,095	4,336	4,336
0	100	31	△131	0	0
692	1,155	4,708	8,834	15,389	15,389
42	90	507	3,314	3,953	3,953
42	90	507	3,314	3,953	3,953
0	246	△883	637	0	28,553
811	1,959	8,553	17,230	28,553	0

3 利用計画

(1) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表12：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及び基盤施設
1	聖湖八幡原	広島県山県郡 芸北町 大字東八幡原 の一部	本地区は、聖湖の北北東岸一帯の地域と、その北方に位置する八幡原高原の一部の2団地からなり、本公園の北部地域における重要な利用拠点である。 落葉広葉樹林に囲まれた聖湖湖畔の閑静な自然環境の地域と、臥竜山の雄姿を目の前に望み、自然度の高い湿原等、湿原植物群落地を含む高原の地域で、地域の特性を生かし、キャンプを主体とした野外活動の拠点として、また、自然と身近にふれあえるフィールドとして整備し、自然探勝、自然教育の場としての利用を推進し、併せて総合的な宿泊利用の拠点を整備することにより、滞在型利用の促進をすることを目標とする。	聖湖整備計画区 八幡原整備計画区

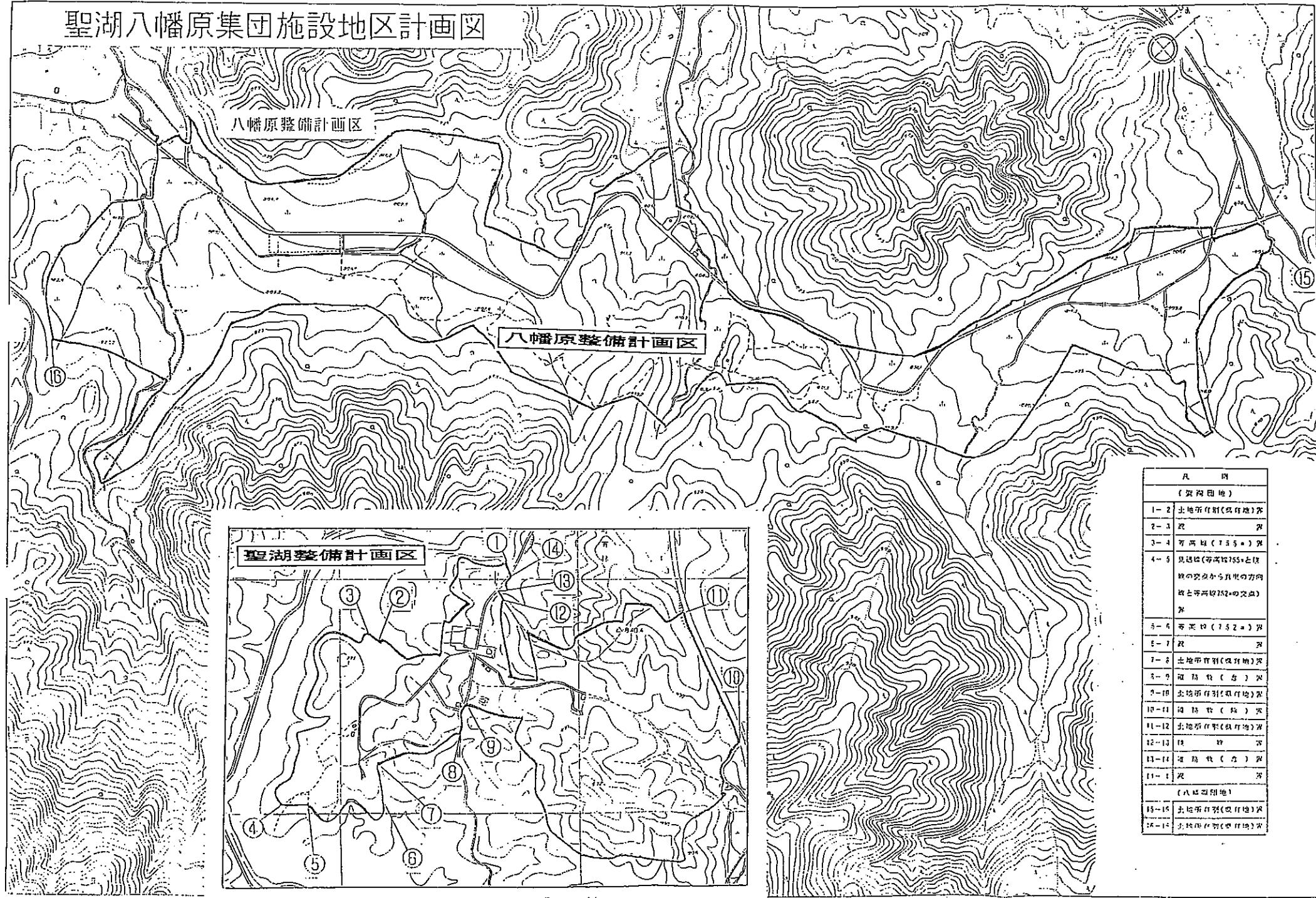
整 備 方 針	面積(ha)	旧計画との関係
本整備計画区は、聖湖湖畔の広葉樹林に囲まれた閑静な自然環境を生かして、野営関連施設を中心に利用施設の整備を図る地域である。 既設の野営場施設を整備充実して、家族的利用のキャンプとともに、広く青少年の教育キャンプ場として、快適なキャンプ生活ができるよう整備する。 特に、給排水施設をはじめ、炊事施設、公衆便所、休憩施設、広場、ミニビジャーセンター、自然研究路等を整備充実し、利用者に快適な野外活動ができるよう配慮する。	37	昭44.1.10 厚生省告示 第6号 昭57.2.17 環境庁告示 第16.17号
本整備計画区は、臥竜山麓八幡原公園として、単独施設の園地等として整備してきた地区であるが、今回、聖湖地区と一緒に集団施設地区に編入し、同地区と機能分担した施設の整備を図るものである。 臥竜山を背景にした広大な高原草地と、コナラ、ミズナラ、クリ等の樹林地や、ヌマガヤ群落、ヨシ群落、オノエヤナギ群落、一部にハンノキ等の湿原林を伴ったハンノキ群落等、自然度の高い湿原等が見られる。 これら優れた自然環境を適切に保全すると共に、四季を通じて探鳥会や自然観察会等の自然とふれあえる自然探勝の場として活用できるよう、園地、広場、野鳥観察舎やビジャーセンター及び自然解説板等を充実した自然研究路等を整備する。 また、本地区の中央部には宿泊施設を整備し、当地区を中心とする地域の滞在型利用に資するものとする。	75	昭62.7.27 広島県告示 第713号

番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 盤 施 設
				道 路 (車道・歩道) 給 排 水 施 設

整 備 方 鉤	面積(ha)	旧計画との 関 係
両地区及び地区内諸施設を有機的に連絡すると共に、利用者の散策等に資するために必要な道路を整備する。		
当地区の諸施設を対象にした給排水施設については、地区的環境保全に十分配慮して整備すると共に、利用者の便宜に供する。		
面 積 計	國 有 地 公 有 地 私 有 地	112
	0 104.2 7.8	

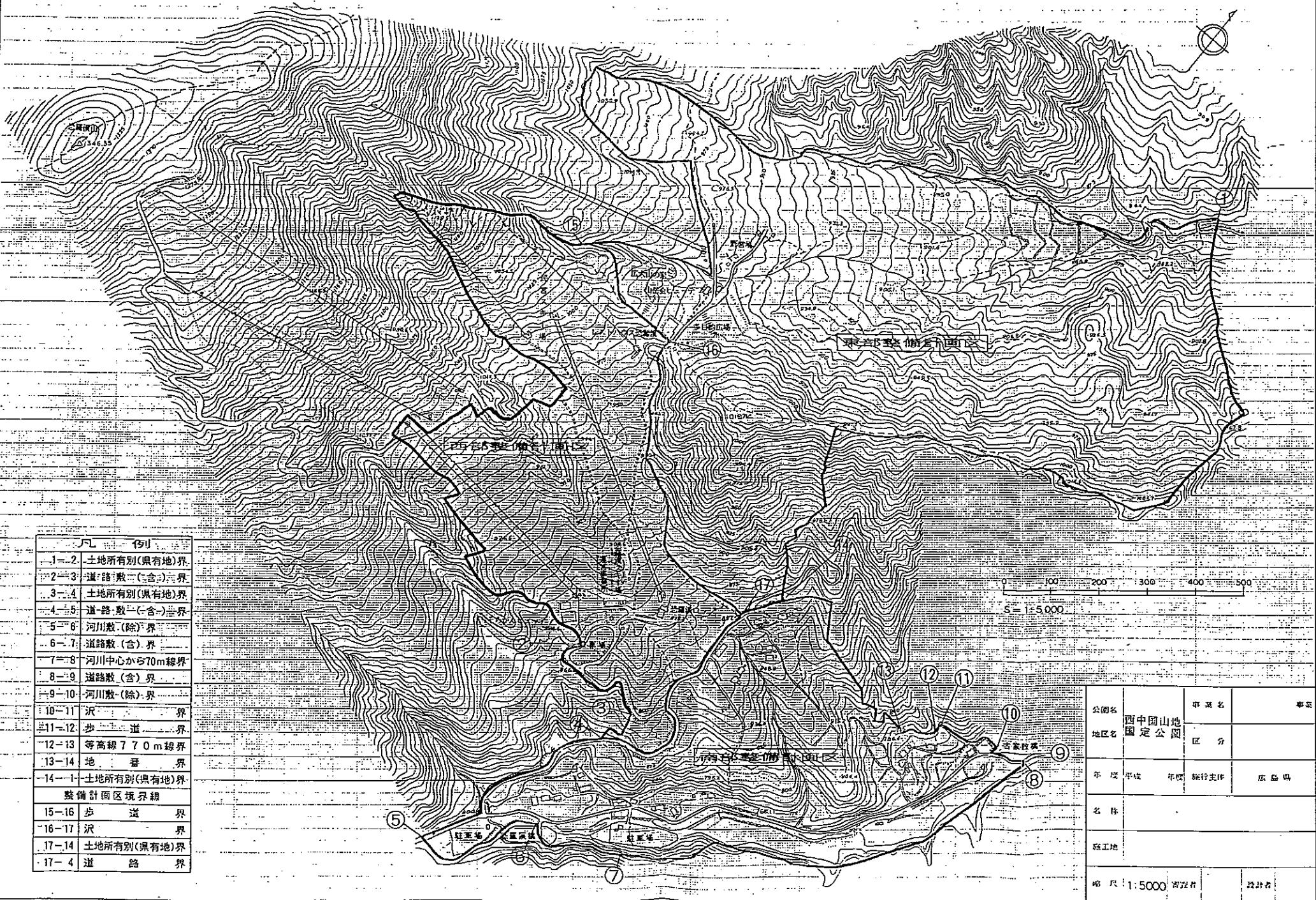
番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 墓 施 設	整 備 方 鉤	面 積 (ha)	旧計画との 関 係	
2	牛小屋高原	広島県山県郡 戸河内町 字二軒古屋 の全部並びに 字牛小屋、 字横川西平、 字古屋敷及び 字横川東平 の各一部	本地区は、広島県の最高峰・恐羅漢山 東側山腹部の牛小屋高原一帯の地域 で、国設と民営のスキー場や野営場、 ピクニック園地、駐車場、宿泊施設 等があり、本公園中心部の重要な利 用拠点である。 現況は、スキーシーズンに利用の重 点が偏っているので、自動車による利 用を考慮したエコロジーキャンプを 導入する等、大規模林道の開通による 到達性の改善により、利用者の大幅 増加に対応すると共に、横川川沿い区 域の環境保全に配慮しつつ、利用客の 受け入れのための施設を整備し、当地 域の通年利用の促進を図る。	東部整備計画 区 西部整備計画 区 南部整備計画 区 道 路 (車道・歩道) 給排水施設	本整備計画区は、野営場及び山の家、休養園地等を中心に整備 された地域である。 エコロジーキャンプ場の新規導入等、野営場施設の抜本的整備 充実を図り、春季から秋季にかけての幅広い当地域の自然利用 が促進されるよう、推進するものとする。	84.4	昭44.1.10 厚生省告示 第6号 昭57.2.17 環境庁告示 第16.17号	
					本整備計画区は、国設恐羅漢スキー場及び民営スキー場を中 心とする地域で、その他に宿泊施設等が既存する地域である。 特に、スキー場については、園地の計画を重複させて、春季か ら秋季にかけてのピクニックや、自然観察会等の多様な活用にも 供するよう自然探勝路や園地等を整備し、利用の増進を図るものとする。	35.6		
					本整備計画区は、大規模林道計画線の沿線地域からスキー場 の下部にかけての地域で、当集団施設地区の入口部分に当たり、 地区的管理・案内施設、駐車場等の公共施設や宿泊施設、その他の 便益施設を整備する。 地区内の要所については、修景のための植栽を積極的に進め る等景観形成に努めるものとする。	26.4		
					地区内の諸施設を有機的に連絡すると共に、利用者の散策等 に資する道路を整備する。			
					当地区の諸施設を対象にした給排水施設を整備し、地区の環 境を適正に保全すると共に、利用者の便宜に供する。			
				面 積 計	国 有 地 0.1	公 有 地 116.8	私 有 地 29.5	146.4

聖湖八幡原集団施設地区計画図



S=1:5000

牛小屋高原集団施設地区計画図



イ 道 路（環境庁長官決定分）

(7) 車道

車道を次のとおりとする。

(表13：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	匹見峠・上吉和線	起点－島根県美濃郡匹見町 （大字道川・国定公園境界） 終点－島根県美濃郡匹見町 （大字匹見・国定公園境界） 起点－島根県美濃郡匹見町 （大字匹見・国定公園境界） 終点－広島県佐伯郡吉和村 （字吉和西・国定公園境界）	表匹見峠、 裏匹見峠、 五里山
2	長者原深谷線	起点－広島県山県郡芸北町 （大字西八幡原・国定公園境界） 終点－広島県山県郡戸河内町 （字向真入・国定公園境界） 起点－広島県山県郡戸河内町 （字向真入・国定公園境界） 終点－広島県山県郡戸河内町 （田代出合） 終点－島根県美濃郡匹見町 （大字上匹見・国定公園境界） 起点－島根県鹿足郡六日市町 （大字上高尻・国定公園境界） 終点－島根県鹿足郡六日市町 （大字田野原・県境）	小坂、餅ノ木、 田代、田代出合、横川、 牛小屋高原集団施設地区、 水越峠、 細見谷上流、 紙祖、河津峠、 深谷峠
3	深入山水梨線	起点－広島県山県郡戸河内町 （字向真入・国定公園境界） 終点－広島県山県郡戸河内町 （字松原・国定公園境界） 終点－広島県山県郡戸河内町 （三段峠水梨）	蔵座高原、 いこいの村、 三段峠

整備方針	旧計画との関係
島根県の表匹見峠と裏匹見峠を結び、中津谷川に沿って本公園を横断し、広島県吉和に至る道路で、途中計画車道長者原深谷線（大規模林道大朝鹿野線）と交差する。公園利用上重要な車道として整備する。 （国道488号、一般県道波佐匹見線）	昭44.1.10 厚生省告示第6号
広島県芸北町大字長者原、小坂を経て、三段峠奥、牛小屋高原集団施設地区、（枝線として田代出合に至る。）水越峠、細見谷奥等を結び、島根県匹見町側に至るとともに、島根県六日市町安蔵寺エリアと深谷エリアを結ぶ車道として整備するものとする。 （国道191号・大規模林道大朝鹿野線）	昭44.1.10 厚生省告示第6号
第1種特別地域の深入山の山麓部を周回し、また、本公園の核心部である三段峠の利用拠点となっている水梨口へ至る車道として、今後も整備を図っていく。 （一般国道191号その他）	新規

番号	路線名	区間	主要経過地
4	八幡原長者原線	起点－広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原) 終点－広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、 長者原
5	寂地峠線	起点－山口県玖珂郡錦町 (大字宇佐・国定公園境界) 終点－山口県玖珂郡錦町 (西奥)	犬戻峠 寂地峠

整備方針	旧計画との関係
聖湖八幡原集団施設地区の八幡原整備計画区と聖湖整備計画区とを結ぶ車道として整備する。	新規
寂地山の山稜から、犬戻峠を経て、寂地峠に至るルートとする。	昭44.1.10 厚生省告示第6号

(イ) 步道(環境庁長官決定分)

歩道を次のとおりとする。

(表14:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	旧計画との関係
1	阿佐山恐羅漢山線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字大暮・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (聖山山頂) 終点-広島県山県郡戸河内町 (砥石郷山山頂) 終点-広島県山県郡戸河内町 (恐羅漢山山頂)	阿佐山、天狗石山、雲月山、大佐山、掛頭山、臥竜山、樽床ダムサイト	本公園の北端部の阿佐山から県境稜線沿いに、大佐山南、掛頭山、臥竜山、樽床ダムのダムサイトを経て、聖山、砥石郷、恐羅漢山の各終点に至る登山道、縦走路及び探勝歩道として整備を図る。	昭44.1.10 厚生省告示第6号
2	三段峡冠高原線	起点-広島県山県郡戸河内町 (字横川北平・歩道分歧点) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・国定公園境界)	横川、田代、牛小屋高原集団施設地区、五里山、冠山松の木峠、冠高原	牛小屋高原集団施設地区から三段峡、恐羅漢山、砥石郷山と結ぶ登山道として、及び県境稜線を、本公園の南端部冠高原にかけての縦走路として整備する。	昭44.1.10 厚生省告示第6号
3	中国自然歩道	起点-島根県美濃郡匹見町 (大字下道川・国定公園境界) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字萩原・国定公園境界) 起点-島根県鹿足郡日原町 (大字左鎧・国定公園境界) 終点-島根県鹿足郡日原町 (安蔵寺山山頂)	表匹見峠 安蔵寺山	表匹見峠の散策ルート及び中国自然歩道の一環として整備する。 中国自然歩道(安蔵寺山北縦走ルート)の一環として整備する。	昭和56.7.20 環境庁告示第69号 平成4.8.26 環境庁告示第65号
4	安蔵寺山寂地峡線	起点-島根県鹿足郡六日市町 (安蔵寺山山頂) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・歩道三段峡冠高原線分歧点) 終点-山口県玖珂郡錦町 (西奥)	安蔵寺山、河津、寂地山	島根県の安蔵寺山から島根県境の河津、寂地山を経て、寂地峡及び広島県境に至る登山道、縦走路、探勝歩道として整備を図る。	昭和44.1.10 厚生省告示第6号

參 考 事 項

参考事項

目 次

	ページ
1 指定植物.....	91
2 過去の経緯.....	93
3 変更一覧（環境庁長官決定分）.....	96
ア 保護規制計画の変更.....	96
イ 利用施設計画の変更.....	100
（ア）集団施設地区.....	100
（イ）道路.....	100
4 利用施設計画（県知事決定分）.....	106
ア 単独施設.....	106
イ 道路.....	112
（ア）車道.....	112
（イ）歩道.....	112
5 利用施設計画（知事決定分）の変更一覧.....	118
ア 単独施設.....	118
イ 道路.....	120
（ア）車道.....	120
（イ）歩道.....	122

1 指定植物

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

(表1：指定植物一覧表)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	スギラン
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	クラガリシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ
ナデシコ	ワチガイソウ
キンポウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト(ダイセントリカブト)、イチリンソウ、リュウキンカ(エンコウソウ)、バイカオウレン、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ(アカバナシモツケソウ含)、テリハキンバイ、ハスノハイチゴ、キビナワシロイチゴ
フクロソウ	イヨフクロ(シコクフクロ)、コフクロ、ビッチュウフクロ
グミ	ナツアサドリ
スミレ	シコクスミレ(ハコネスマリ)
アカバナ	ヒメアカバナ
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチャクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチャクソウ
ツツジ	アカモノ(シロイワハゼ)、ウスギヨウラク、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ、オキシャクナゲ含)、カラムラサキツツジ(ゲンカイツツジ含)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン(ベニドウダン含)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
リンドウ	リンドウ、ミツガシワ
アカネ	サツマイナモリ、オオキヌタソウ
ムラサキ	ムラサキ
ゴマノハグサ	ヤマウツボ(ケヤマウツボ含)
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
スイカズラ	ヤマヒヨウタンボク、オオバヒヨウタンボク(アラゲヒヨウタンボク)、ダイセンヒヨウタンボク
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ハクサンシャジン(ナガバシャジン含)、キキョウ
キク	ミヤマヨメナ、テリハアザミ、マアザミ(キセカアザミ、ツクデマアザミ)、オオニガナ、ヒメヒゴタイ、コウリンカ、サワオグルマ
ユリ	アツキ、ヤマラッキョウ、シライソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、イワショウブ、エンレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ
イネ	ヒゲノガリヤス
サトイモ	アキテンナンショウ(オモゴテンナンショウ)、ヒメザゼンソウ
カヤツリグサ	オタルスゲ
ラン	ヒナラン、マメヅタラン(マメラン)、ムギラン、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン(ホクロ)、イチヨウラン、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、サギソウ、ミズトンボ、ジガバチソウ、クモキリソウ、ヨウラクラン、ヒナチドリ、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、モミラン、ショウキラン

2 過去の経緯

ア 公園区域

昭和44年 1月10日（厚生省告示第5号）区域指定

イ 保護計画

昭和44年 1月10日（厚生省告示第6号）特別地域、特別保護地区指定

ウ 利用計画

昭和44年 1月10日（厚生省告示第6号）

集団施設地区、道路（車道、歩道）の計画決定

聖湖集団施設地区、牛小屋集団施設地区、
長者原・深谷線車道、長者原・内黒山線車道、匹見峠・上吉和線車道、
阿佐山・樽床ダム線歩道、三段峠線歩道、三段峠・冠高原線歩道、
安蔵寺・寂地峠線歩道

昭和46年 8月17日（広島県告示第725号）

単独施設の追加

〔大佐山スキー場〕

昭和47年 4月 4日（広島県告示第303号）

単独施設の追加

〔冠高原スキー場、冠高原園地〕

昭和47年 5月26日（山口県告示第407号）

道路（歩道）の追加

〔寂地峠線歩道〕

昭和48年 3月13日（島根県告示第180号）

単独施設の追加

〔裏匹見峠園地、裏匹見峠宿舎、裏匹見峠野営場、裏匹見峠駐車場〕

昭和48年 6月22日（山口県告示第519号）

単独施設、道路（車道、歩道）の追加

寂地峠駐車場、寂地峠野営場、寂地峠園地、寂地峠博物展示施設、
寂地峠管理所、犬戻峠駐車場、宇佐大滝駐車場、右谷山休憩所、
小五郎山休憩所、深谷峠園地、深谷峠駐車場、深谷峠宿舎、
長者原・深谷線車道、寂地峠線歩道、寂地山犬戻峠線歩道、
寂地山深谷線歩道、深谷峠線歩道、寂地羅漢線歩道、
宇佐大滝線歩道、浦石峠線歩道

昭和48年10月19日（広島県告示第769号）

単独施設の追加

〔大佐山宿舎〕

昭和50年10月17日（広島県告示第868号）

道路（車道）、単独施設の追加

〔水梨線車道、

深入山宿舎、深入山野営場、深入山園地、深入山駐車場、柴木山宿舎〕

昭和52年 7月22日（広島県告示第545号）

単独施設の追加

〔深入山スキー場〕

昭和52年11月11日（島根県告示第850号）

単独施設の追加

〔雲月山園地、雲月山宿舎、雲月山野営場〕

昭和54年11月 2日（島根県告示第924号）

道路（歩道）の追加

〔奥匹見三の滝線歩道〕

昭和56年 7月20日（環境庁告示第69号）

道路（歩道）の追加

〔中庭自然歩道〕

昭和57年 2月17日（環境庁告示第16号）

集団施設地区区域指定

〔聖湖集団施設地区、牛小屋集団施設地区〕

昭和57年 2月17日（環境庁告示第17号）

集団施設地区詳細計画の決定

〔聖湖集団施設地区、牛小屋集団施設地区〕

昭和58年 2月22日（島根県告示第246号）

道路（歩道）の追加

〔裏匹見峠線歩道、恐羅漢登山線歩道〕

昭和58年 9月30日（島根県告示第1013号）

単独施設の追加

〔奥匹見峠駐車場〕

昭和59年 2月17日（山口県告示第143号）

道路（歩道）計画の改正

〔右谷山登山線歩道〕

昭和60年 4月19日（島根県告示第385号）

単独施設の追加

[深谷園地]

昭和61年 9月 4日（広島県告示第788号）

単独施設の追加

[恐羅漢スキー場]

昭和62年 7月27日（広島県告示第713号）

単独施設の追加

[八幡原園地、八幡原運動場]

昭和62年 9月11日（島根県告示第920号）

単独施設の追加

[洞堂の滝園地]

平成 元年 1月17日（島根県告示第37号）

単独施設の追加

[瑞穂スキー場、三ツ石山スキー場、大佐山スキー場]

平成 元年 2月28日（島根県告示第223号）

単独施設の追加

[深谷野営場]

平成 2年10月4日（広島県告示第1017号）

単独施設の追加

[雲月山線歩道、雲月山駐車場]

平成 4年 8月26日（環境庁告示大65号）

道路（歩道）の削除及び追加

[中国自然歩道]

平成 6年11月10日（広島県告示第1023号）

単独施設の追加

聖湖西岸園地、聖湖西岸宿舎、聖湖西岸運動場、聖湖西岸給水施設、
聖湖西岸排水施設

3 変更一覧（環境庁長官決定分）

ア 保護規制計画の変更

西中国山地国定公園の保護規制計画を、次のとおり変更する。

(表2：保護規制計画変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	2特 → 1特	島根県美濃郡匹見町 大字紙祖の一部
2	2特 → 1特	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
3	2特 → 1特	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
4	1特 → 3特	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
5	2特 → 3特	島根県美濃郡匹見町 大字匹見の一部
6	2特 → 3特	島根県美濃郡匹見町 大字道川の一部
7	2特 → 3特	島根県美濃郡匹見町 大字紙祖の一部

変更理由	面積(ha)	権利制限関係等
第1種特別地域である安蔵寺山に隣接するこの地域は、伊源谷沿いのトチノキ、サワグルミ等の渓谷林及び山頂のブナ林につらなるミズナラ林が見られ、景観上も優れた地域であり、第1種特別地域とし保護を図っていく。	国 一 公 96 私 一 計 96	森林地域 (保安林) 農業地域
恐羅漢山の南側稜線部は、第1種特別地域に隣接するブナ林が主体の地域であり、第1種特別地域とし現行第1種特別地域と一体となった保護を図っていく。	国 一 公 50 私 一 計 50	森林地域 (保安林)
五里山の北側稜線部は、ブナ林が主体の地域であり、第1種特別地域とし保護を図っていく。	国 一 公 15 私 一 計 15	森林地域 (保安林)
恐羅漢山の南側稜線部で、スギ、ヒノキ、マツを主体とした造林地となっており、周囲の第3種特別地域と同質の林相であるため、その周辺の地種区分との整合性を図る。	国 一 公 15 私 一 計 15	森林地域 (保安林)
同 上	国 一 公 617 私 一 計 617	森林地域 (保安林)
奥匹見峠の南側で、スギ、ヒノキ、マツを主体とした造林地となっており、周囲の第3種特別地域と同質の林相であるため、その周辺の地種区分との整合性を図る。	国 一 公 一 私 24 計 24	森林地域 (保安林)
三坂山東側の町有林で、スギ、ヒノキ、マツ等を主体とした造林地となっており、周囲の第3種特別地域と同質の林相であるため、周辺の地種区分との整合性を図る。	国 一 公 112 私 一 計 112	森林地域 (保安林)

番号	区分	変更部分の区域
8	2特 → 1特	広島県山県郡戸河内町 国有林広島営林署 275林班の一部
9	3特 → 1特	広島県山県郡戸河内町 国有林広島営林署 275林班の一部
10	2特 → 1特	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部
11	3特 → 1特	広島県佐伯郡吉和村 字吉和西の一部
12	3特 → 2特	広島県山県郡芸北町 大字東八幡原の一部
13	3特 → 2特	広島県山県郡戸河内町 国有林広島営林署 275林班の一部

変更理由	面積(ha)	権利制限関係等
大山につぐ西日本の巨峰で、広島県の最高峰として本公園の象徴的存在である恐羅漢山の稜線部に近い山腹で、ブナ・ミズナラ等の貴重な自然林が生育しており、第1種特別地域として、適正な保護を図る。	国 6 公 — 私 — 計 6	森林地域 (国有林)
同 上	国 6 公 — 私 — 計 6	森林地域 (国有林)
冠山周辺のブナ・コナラの自然林や植物分布上興味深い植物等の自然環境の保護を強化するため、第1種特別地域として、適正な保護を図る。	国 — 公 13 私 — 計 13	森林地域 (保安林)
同 上	国 — 公 75 私 — 計 75	森林地域 (保安林)
臥竜山麓八幡原公園の一部で、ブナ・ミズナラ等の自然林や湿原があり、また、本公園北部の利用拠点でもあるので現在の自然環境を適正に保護するため、第2種特別地域として、風致景観の保全を図る。	国 — 公 40 私 — 計 40	農業地域 (農用地区域) 森林地域
恐羅漢山地域の第2種特別地域に続く西側山腹で、ブナ・ミズナラ等の貴重な自然林が残る地域であり、隣接する第2種特別地域と一体化して、風致景観の保全を図る。	国 10 公 — 私 — 計 10	森林地域 (国有林)

イ 利用施設計画の変更

(ア) 集団施設地区

聖湖集団施設地区並びに牛小屋高原集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表3 : 集団施設地区変更表)

番号	区分	名 称	告 示 年 月 日	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	聖湖八幡原	昭和44.1.10 厚生省告示第6号 昭和57.2.17 厚生省告示 第16・17号	広島県山県郡芸北町 大字東八幡原の一部
2	変更	牛小屋高原	昭和44.1.10 厚生省告示第6号 昭和57.2.17 厚生省告示 第16・17号	広島県山県郡戸河内町 字二軒古屋の全部並びに字牛小屋、 字横川西平、字古屋敷及び字横川 東平の各一部

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
現集団施設地区の北方に位置する単独施設の八幡原園地・運動場計画地を、本集団施設地区に編入して、両地区が機能を分担した施設整備を図り、本公園の北部地域における主要な利用拠点となるように整備するため。	75.0	国 0 公 104.2 私 7.8 計 112.0
大規模林道の開通等、到達性の改善による利用者の大幅増に対応し、また現在のスキー利用に偏った利用から通年利用への転換を目指して、キャンプやピクニック等幅広い利用を促進し、本公園中央部の重要な利用拠点として整備するため。	—	国 0.1 公 116.8 私 29.5 計 146.4

(イ) 道路

① 車道

次の車道を追加する。(環境庁長官決定)

(表4-1 : 道路(車道)追加表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
3	深入山水梨線	起点 - 広島県山県郡戸河内町 (字向真入・国定公園境界) 終点 - 広島県山県郡戸河内町 (字松原・国定公園境界) 終点 - 広島県山県郡戸河内町 (三段峡水梨)	蔵座高原、 いこいの村、 三段峡
4	八幡原長者原線	起点 - 広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原) 終点 - 広島県山県郡芸北町字 (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、 長者原

整 備 方 針	旧計画との関係
第1種特別地域の深入山の山麓部を周回し、また、本公園の核心部である三段峡の利用拠点となっている水梨口へ至る車道として、今後も整備を図っていく。	新規
聖湖八幡原集団施設地区の八幡原整備計画区と聖湖整備計画区とを結ぶ車道として整備する。	新規

次の車道を削除する。(環境庁長官決定)

(表4-2:道路(車道)削除表)

番号	路線名	区間
2	長者原内黒山線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字横川東平・国定公園境界)

主要経過地	理由
樽床ダム、中ノ甲、牛小屋、 横川	県知事決定へ振り替えるため。

次の車道を次のとおり変更する。(環境庁長官決定)

(表4-3:道路(車道)変更表)

現行				
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
3	匹見峠上吉和線	起点-島根県美濃郡匹見町 (大字道川・国定公園境界) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字匹見・国定公園境界) 起点-島根県美濃郡匹見町 (大字匹見・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字横川西平・車道合流点) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・国定公園境界)	表匹見峠、 裏匹見峠、 細見谷、 五里山	昭和 44.1.10 厚生省告示 第6号
1	長者原深谷線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字向真入・国定公園境界) 起点-広島県山県郡戸河内町 (字向真入・国定公園境界) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字上匹見・国定公園境界) 起点-島根県美濃郡匹見町 (大字上匹見・国定公園境界) 終点-山口県玖珂郡錦町 (大字宇佐・国定公園境界)	小坂、餅木、 田代、横川、 三葛島、 河津	昭和 44.1.10 厚生省告示 第6号

新規					
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
1	匹見峠上吉和線	起点-島根県美濃郡匹見町 (大字道川・国定公園境界) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字匹見・国定公園境界) 起点-島根県美濃郡匹見町 (大字匹見町・国定公園境界) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・国定公園境界)	表匹見峠、 裏匹見峠、 五里山	表匹見峠と表匹 見峠を結び、中 津谷川に沿って 本公園を横断し 吉和に至る道路 で、公園利用上 重要な車道とし て整備する。	匹見町国道488号か ら分岐して戸河内 町横川に抜けるル ートについては未 整備で、地形が急 峻で、今後の利用 も見込めないため 削除する。
2	長者原深谷線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字向真入・国定公園境界) 起点-広島県山県郡戸河内町 (字向真入・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字上匹見・国定公園境界) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字上匹見・国定公園境界) 起点-島根県鹿足郡六日市町 (大字上高尻・国定公園境界) 終点-島根県鹿足郡六日市町 (大字田野原・県境界)	小坂、 餅木、 田代、 山代、 横川、 牛屋瀬 跡跡、 水越峠、 細見谷、 紙祖、 河津峠	広島県芸北町長 者原を経て、三段 峡奥、集団施設地 区を抜け、島根県 匹見町に至ると ともに、島根県六 日市町安蔵寺エ リアと深谷エリ アを結ぶ車道と して、整備する。	六日市町安蔵寺エ リアのルートは、 峠越えが未整備で あり、現計画ル ートに近接して、新 たに道路が整備さ れるに伴い、ル ートの変更を行う。

② 歩道

次の歩道を削除する。（環境庁長官決定）

(表5-1: 道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間
2	三段峡線	起点～広島県山県郡芸北町 (樽床ダムサイト) 終点～広島県山県郡戸河内町 (字向イ山・国定公園境界)

主要経過地	理由
餅ノ木、葭ヶ原	県知事決定へ振り替えるため。

次の歩道を変更する。（環境庁長官決定）

(表5-2: 道路(歩道)変更表)

現行				
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
1	阿佐山樽床ダム線	起点～広島県山県郡芸北町 (大字大暮・国定公園境界) 終点～広島県山県郡芸北町 (樽床ダムサイト)	阿佐山、 天狗石山、 雲月山、 掛頭山、 臥竜山	昭和 44.1.10 厚生省告示 第6号

新規					
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
1	阿佐山恐羅漢山線	起点～広島県山県郡芸北町 (大字大暮・国定公園境界) 終点～広島県山県郡戸河内町 (聖山山頂) 終点～広島県山県郡戸河内町 (砥石郷山山頂) 終点～広島県山県郡戸河内町 (恐羅漢山山頂)	阿佐山、 天狗石 山、 雲月山、 大佐山、 掛頭山、 臥竜山、 樽床ダム	本公園の北端 部の阿佐山から県境稜線沿いに、聖山、砥石郷山、恐羅漢山の各終点に至る登山道、縦走路及び探勝歩道として整備を図る。	本公園中心部の山稜への登山利用の便に資するため、経路の延長及び変更を行う。

4 利用施設計画（県知事決定分）

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

（表6-1：単独施設表 島根県知事決定分）

番号	種類	位置
1-1	スキー場	島根県邑智郡瑞穂町市木 (瑞穂)
1-2	スキー場	島根県那賀郡金城町長田 (大佐山)
1-3	スキー場	島根県那賀郡旭町来尾 (三ツ石山)
1-4	園地	島根県那賀郡旭町坂本 (雲月山)
1-5	野営場	" (")
1-6	駐車場	島根県美濃郡匹見町道川 (奥匹見峠)
1-7	園地	島根県美濃郡匹見町匹見 (表匹見峠)
1-8	園地	" - (裏匹見峠)
1-9	宿舎	" (")
1-10	野営場	" (")
1-11	駐車場	" (")
1-12	野営場	島根県鹿足郡六日市町大字上高尻 (安藏寺山山麓部)
1-13	野営場	島根県鹿足郡六日市町大字田野原 (長瀬峠)
1-14	園地	" (洞堂の滝)
1-15	園地	" (深谷)
1-16	野営場	" (")

整備方針	旧計画との関係
瑞穂地区の利用者のためのスキー場として整備する。	平成元. 1. 17 県告示第37号
大佐山地区の利用者のためのスキー場として整備する。	"
三ツ石山地区の利用者のためのスキー場として整備する。	"
雲月山地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和52. 11. 11 県告示第850号
既存の野営場の改良と環境整備を主体に整備する。	"
奥匹見峠地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	昭和58. 9. 30 県告示第1013号
表匹見峠地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	新規
裏匹見峠地区の利用拠点として、園地を整備する。	昭和48. 3. 13 県告示第180号
裏匹見峠地区の利用者のための宿泊施設として整備する。	"
既存の野営場の改良と環境整備を主体に整備す。	"
裏匹見峠地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	"
安藏寺山の利用拠点として、山麓部に野営場を整備する。	新規
長瀬峠地区の利用拠点として、野営場を整備する。	新規
深谷地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和62. 9. 11 県告示第920号
深谷地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。	昭和60. 4. 19 県告示第385号
既存の野営場の維持整備を図る。	平成元. 2. 28 県告示第223号

(表6-2: 単独施設表 広島県知事決定分)

番号	種類	位置
2-1	園地	広島県山県郡芸北町大字土橋字雲月山（雲月山）
2-2	野営場	" (")
2-3	駐車場	" (")
2-4	園地	広島県山県郡芸北町大字宮地字棒路（大佐山）
2-5	宿舎	" (")
2-6	スキー場	" (")
2-7	園地	広島県山県郡芸北町大字雲耕字掛頭山（掛頭山）
2-8	園地	広島県山県郡芸北町大字西八幡原（聖湖西岸）
2-9	宿舎	" (")
2-10	運動場	" (")
2-11	給水施設	" - (")
2-12	排水施設	" (")
2-13	園地	広島県山県郡芸北町大字西八幡原（樽床ダムサイト）
2-14	園地	広島県山県郡戸河内町字松原（深入山）
2-15	宿舎	" (")
2-16	野営場	" (")
2-17	運動場	" (")
2-18	スキー場	" (")
2-19	駐車場	" (")
2-20	博物展示施設	" - (")
2-21	園地	広島県山県郡戸河内町（柴木山）
2-22	宿舎	" (")
2-23	園地	広島県山県郡戸河内町（餅ノ木）
2-24	スキー場	" (恐羅漢山)
2-25	園地	広島県山県郡戸河内町（水梨）
2-26	休憩所	広島県山県郡戸河内町（砥石郷山）
2-27	園地	広島県山県郡戸河内町（内黒峠）
2-28	休憩所	" (")
2-29	園地	広島県佐伯郡吉和村（十方山）
2-30	野営場	広島県佐伯郡吉和村（立野）
2-31	園地	広島県佐伯郡吉和村字吉和西（冠高原）
2-32	スキー場	" (")

整備方針	旧計画との関係
雲月山地区の利用拠点として、展望・休憩園地を整備する。	新規
既存の野営場の改良と、環境改善を主体に整備する。	新規
雲月山地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	平成2.10.4 県告第1017号
大佐山周辺の散策・休養園地として、整備する。	新規
大佐山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	昭和48.10.19 県告第769号
大佐山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	昭和46.8.17 県告第725号
掛頭山地区の利用拠点として、展望・休憩園地として整備する。	新規
聖湖周辺の利用者のための散策・休養園地として整備する。	平成6.11.10 県告第1022号
聖湖周辺の利用者の宿泊施設として、整備する。	平成6.11.10 県告第1022号
聖湖西岸地区の利用施設のための施設として整備する。	平成6.11.10 県告第1022号
"	平成6.11.10 県告第1022号
"	平成6.11.10 県告第1022号
ダム周辺の利用者のための休憩園地として、整備する。	新規
深入山地区の利用拠点として、散策・休憩園地として整備する。	昭和50.10.17 県告第868号
深入山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	昭和50.10.17 県告第868号
既存の野営場の改良と、環境の改善を主体に整備する。	昭和50.10.17 県告第868号
深入山地区の利用者のための運動施設として、整備する。	新規
深入山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	昭和52.7.22 県告第545号
深入山地区の利用者のための駐車場として、整備する。	昭和50.10.17 県告第868号
深入山・三段峡地区の自然等を解説する施設として、整備する。	新規
柴木山地区の利用者のための散策・休養園地として、整備する。	新規
柴木山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	昭和50.10.17 県告第868号
大規模林道から三段峡探勝への入口園地として、整備する。	新規
恐羅漢山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	昭和61.9.4 県告第788号
三段峡の水梨口の休憩園地として、整備する	新規
恐羅漢山付近登山者の休憩・緊急時の避難施設として、整備する。	新規
内黒峠付近の展望園地として、整備する。	新規
内黒峠地区の利用者の休憩施設として、整備する。	新規
十方山の展望園地として、整備する。	新規
既存の野営場を改良、整備する。	新規
冠高原地区の利用者の散策・休養園地として、整備する。	昭和47.4.4 県告第303号
冠高原地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	昭和47.4.4 県告第303号

(表6-3:単独施設表 山口県知事決定分)

番号	種類	位置
3-1	駐車場	山口県玖珂郡錦町 (寂地峠)
3-2	野営場	山口県玖珂郡錦町 (")
3-3	園地	山口県玖珂郡錦町 (")
3-4	博物展示施設	山口県玖珂郡錦町 (")
3-5	案内所	山口県玖珂郡錦町 (")
3-6	駐車場	山口県玖珂郡錦町 (犬戻候)
3-7	駐車場	山口県玖珂郡錦町 (宇佐大滝)
3-8	休憩所	山口県玖珂郡錦町 (右谷山)
3-9	休憩所	山口県玖珂郡錦町 (小五郎山)
3-10	園地	山口県玖珂郡錦町 (深谷峠)
3-11	駐車場	山口県玖珂郡錦町 (")

整備方針	旧計画との関係
既存施設の整備充実を図る。	昭和48.6.22 計定519号
"	"
"	"
ビジターセンターを整備する。	"
案内所を整備する。	"
既存施設の整備充実を図る。	"
駐車場を整備する。	"
展望休憩所として整備する。	"
"	"
休養園地として整備する。	"
駐車場を整備する。	"

イ 道路(知事決定分)

(7) 車道

車道を次のとおりとする。

(表7:道路(車道)表 広島県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
2-1	聖湖周回 東八幡原線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線分岐点) 終点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、 長者原
2-2	内黒峠牛小屋 線	起点-広島県山県郡戸河内町 (字横川東平・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (牛小屋高原集団施設地区)	内黒峠、 横川

整備方針	旧計画との関係
聖湖を周遊する利用動線として整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号
内黒峠から牛小屋高原集団施設地区を結ぶ主要なルートとして整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号

(4) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表8-1:道路(歩道)表 島根県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
1-1	奥匹見 三の滝線	起点-島根県美濃郡匹見町 (三の滝) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大字道川・歩道分岐点)	奥匹見峠、 忍羅漢山
1-2	忍羅漢山 登山線	起点-島根県美濃郡匹見町 (広見・車道分岐点) 終点-島根県美濃郡匹見町 (歩道分岐点)	忍羅漢山、 広見川
1-3	裏匹見峠線	起点-島根県美濃郡匹見町 (保矢ヶ原) 終点-島根県美濃郡匹見町 (広見)	裏匹見峠

整備方針	旧計画との関係
奥匹見峠の散策ルート、さらには忍羅漢山登山ルートとして整備する。	昭和54.11.2 島根県告示 第924号
島根県側からの忍羅漢山への登山ルートとして整備する。	昭和58.2.22 島根県告示 第246号
裏匹見峠の散策ルートとして整備する。	昭和58.2.22 島根県告示 第246号

(表8-2:道路(歩道)表 広島県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
2-1	雲月山線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字土橋・歩道阿佐山恐羅漢山線分岐点) 終点-広島県山県郡芸北町 (大字土橋・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	雲月山
2-2	掛頭山線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点-広島県山県郡芸北町 (大字雲耕・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	掛頭山
2-3	臥竜山線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	臥竜山
2-4	高岳線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原・車道聖湖周回東八幡原線分岐点) 終点-広島県山県郡芸北町 (高岳山頂)	高岳
2-5	三段峡線	起点-広島県山県郡芸北町 (樽床ダムサイト) 終点-広島県山県郡戸河内町 (字向イ山・国定公園境界)	三ツ滝、出合滝 、餅ノ木、三段滝、葭ヶ原、黒淵
2-6	十方山線	起点-広島県山県郡戸河内町 (車道長者原深谷線分岐点) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (十方山山頂)	十方山
2-7	冠山線	起点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・国定公園境界) 終点-広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・歩道三段峡冠高原線合流点)	冠山

整備方針	旧計画との関係
雲月山地区の自然探勝・ハイキングコースとして維持整備する。	平成2.10.4 広島県告示 第1017号
掛頭山登山のルートとして、維持整備する。	新規
臥竜山登山のルートとして、維持整備する。	新規
高岳登山のルートとして、維持整備する。	新規
本公園の核心的な景観の三段峡を探勝するための歩道として、整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号
十方山登山ルートとして、維持整備する。	新規
冠山登山のルートとして、維持整備する。	新規

(表8-3:道路(歩道)表 山口県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
3-1	右谷山登山線	起点-山口県玖珂郡錦町 （寂地峡） 終点-山口県玖珂郡錦町 （右谷山）	焼山谷、 たいこ谷
3-2	寂地峡線	起点-山口県玖珂郡錦町 （宇佐八幡宮） 終点-山口県玖珂郡錦町 （宇佐八幡宮）	竜ヶ岳、 天狗岩
3-3	寂地山犬戻峠線	起点-山口県玖珂郡錦町 （犬戻の滝） 終点-山口県玖珂郡錦町 （寂地山山頂）	ブナ原生林
3-4	寂地山深谷線	起点-山口県玖珂郡錦町 （寂地山山頂） 終点-山口県玖珂郡錦町 （深谷）	右谷山、 小五郎山
3-5	深谷峡線	起点-山口県玖珂郡錦町 （深谷） 終点-山口県玖珂郡錦町 （深谷）	深谷峡
3-6	宇佐大滝線	起点-山口県玖珂郡錦町 （三共） 終点-山口県玖珂郡錦町 （浦石）	宇佐大滝
3-7	浦石峠線	起点-山口県玖珂郡錦町 （国定公園境界） 終点-山口県玖珂郡錦町 （河津・県境界）	浦石峠

整備方針	旧計画との関係
寂地峡から右谷山山頂に至る登山歩道として整備する。	昭和59.2.17 山口県告示 第143号
寂地峡周辺の探勝歩道として整備する。	昭和48.6.22 山口県告示 第519号
犬戻峠から寂地山山頂に至る登山歩道として整備する。	"
深谷から小五郎山、右谷山を経由して、寂地山に至る登山歩道として整備する。	"
深谷峡の探勝歩道として整備する。	"
宇佐大滝の探勝歩道として整備する。	"
浦石峠の探勝歩道として、整備する。	"

5 利用施設計画（知事決定分）変更一覧

ア 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表9-1: 単独施設削除表 島根県知事決定分)

番号	種類	位置
	宿舎	島根県那賀郡旭町大字坂本 (雲月山)

(表9-2: 単独施設削除表 広島県知事決定分)

番号	種類	位置
1	園地	"芸北町大字東八幡原 (東八幡原)
2	運動場	" " "("

(表9-3: 単独施設削除表 山口県知事決定分)

番号	種類	位置
12	宿舎	山口県玖珂郡錦町大字宇佐郷 (深谷峡)

次の単独施設を追加する。

(表10-1: 単独施設追加表 島根県知事決定分)

番号	種類	位置
1-7	園地	島根県美濃郡匹見町大字匹見 (表匹見峠)
1-12	野営場	島根県鹿足郡六日市町大字上高尻 (安蔵寺山山麓部)
1-13	野営場	島根県鹿足郡六日市町大字田野原 (長瀬峠)

(表10-2: 単独施設追加表 広島県知事決定分)

番号	種類	位置
2-1	園地	広島県山県郡芸北町大字土橋字雲月山 (雲月山)
2-2	野営場	" "("
2-4	園地	" 大字宮地字椿路 (大佐山)
2-7	園地	" 大字雲耕字掛頭山 (掛頭山)
2-13	園地	" 大字西八幡原字比尻 (樽床ダムサイト)
2-17	運動場	" 戸河内町字松原 (深入山)
2-20	博物展示施設	" " "("
2-21	園地	" (柴木山)
2-23	園地	" (餅ノ木)
2-25	園地	" (水梨)
2-26	休憩所	" (砥石郷山)
2-27	園地	" (内黒峠)
2-28	休憩所	" ("
2-29	園地	" 佐伯郡吉和村内 国有林 (十方山)
2-30	野営場	" " (立野)

告示年月日・番号	理由
昭和52.11.11 島根県告示850号	今後将来、整備する計画がないため。

告示年月日・番号	理由
昭和62.7.27 広島県告示713号	集団施設地区に統合するため。
昭和62.7.27 広島県告示713号	"

告示年月日・番号	理由
昭和48.6.22 山口県告示519号	今後将来、整備する計画がないため。

整備方針
表匹見峠地区の利用拠点として、休憩園地を整備する。
安蔵寺山の利用拠点として、山麓部に野営場を整備する。
長瀬峠地区の利用拠点として、野営場を整備する。

整備方針
雲月山地区の利用拠点として、展望・休憩園地を整備する。
雲月山地区既存野営場の改良及び周辺環境の改善を主体に整備する。
大佐山周辺の散策・休養園地として、整備する。
掛頭山地区の利用拠点として、展望・休憩園地として整備する。
ダム周辺の利用者のための休憩園地として整備する。
深入山地区の利用者のための運動施設として、整備充実を図る。
深入山・三段峠地区の自然等を解説する施設として、整備する。
柴木山地区の利用者のための散策・休養園地として、整備する。
大規模林道側から三段峠探勝への入口園地として、整備する。
三段峠探勝の水梨口の休憩園地として、整備する。
恐羅漢山付近等登山者の休憩及び緊急時の避難施設として、整備する。
内黒峠地区の利用者の展望・休憩園地として、整備する。
内黒峠地区の利用者の休憩施設として、維持整備する。
十方山山頂部からの展望園地として、整備する。
既存の野営場を改良・整備する。

イ 道路

(7) 車道

次の車道を削除する。

(表11-1:道路(車道)削除表 広島県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
5	水梨線	起点-広島県山県郡戸河内町 (字松原・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (出合橋)	水梨

(表11-2:道路(車道)削除表 山口県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	長者原深谷線	起点-山口県玖珂郡錦町 (大字宇佐・国定公園境界) 終点-山口県玖珂郡錦町 (大字宇佐郷・国定公園境界)	

次の車道を次のとおり追加する。

(表12:道路(車道)追加表 広島県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
2-1	聖湖周回 東八幡原線	起点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線分歧点) 終点-広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、 長者原
2-2	内黒峰牛小屋 線	起点-広島県山県郡戸河内町 (字横川東平・国定公園境界) 終点-広島県山県郡戸河内町 (牛小屋高原集団施設地区)	内黒峰、 横川

整備方針	旧計画との関係
長官決定へ振り替えるため。	昭和50.10.17 広島県告示 第868号

整備方針	旧計画との関係
地域間を結ぶ幹線道路として整備されているため、削除する。	昭和48.6.22 山口県告示 第519号

整備方針	旧計画との関係
聖湖を周回する利用動線として整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号
内黒峰から牛小屋高原集団施設地区を結ぶ主要なルートとして整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号

(1) 歩道

次の歩道を次のとおり追加する。

(表13：道路(歩道)追加表 広島県知事決定分)

番号	路線名	区間	主要経過地
2-2	掛頭山線	起点－広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点－広島県山県郡芸北町 (大字雲耕・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	掛頭山
2-3	臥竜山線	起点－広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点－広島県山県郡芸北町 (大字東八幡原・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	臥竜山
2-4	高岳線	起点－広島県山県郡芸北町 (大字西八幡原・車道聖湖周回東八幡原線分岐点) 終点－広島県山県郡芸北町 (高岳山頂)	高岳
2-5	三段峡線	起点－広島県山県郡芸北町 (樽床ダムサイト) 終点－広島県山県郡戸河内町 (字向イ山・国定公園境界)	三ツ滝、出合滝 、餅ノ木、三段滝、葭ヶ原、 黒淵
2-6	十方山線	起点－広島県山県郡戸河内町 (車道長者原深谷線分岐点) 終点－広島県佐伯郡吉和村 (十方山山頂)	十方山
2-7	冠山線	起点－広島県佐伯郡吉和村 (字吉和西・国定公園境界) 終点－広島県佐伯郡吉和村字 (字吉和西・歩道三段峡冠高原線合流点)	冠山

整備方針	旧計画との関係
掛頭山登山のルートとして、維持整備する。	新規
臥竜山登山のルートとして、維持整備する。	新規
高岳登山のルートとして、維持整備する。	新規
本公園の核心的な景観の三段峡を探勝するための歩道として、整備する。	昭和44.1.10 厚生省告示 第6号
十方山登山ルートとして、維持整備する。	新規
冠山登山のルートとして、維持整備する。	新規

次の歩道を変更する。

(表14: 道路(歩道)変更表 島根県知事決定分)

現 行				
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
1-1	奥匹見三の滝線	起点-島根県美濃郡匹見町 (三の滝) 終点-島根県美濃郡匹見町 (大龍頭)	奥匹見峠	昭和 54.11.2 島根県告示 第924号
1-2	恐羅漢山登山線	起点-島根県美濃郡匹見町 (恐羅漢山登山口) 終点-島根県美濃郡匹見町 (歩道分岐点)	恐羅漢山	昭和 58.2.22 島根県告示 第246号

新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
1-1	奥匹見三の滝線	起点-島根県美濃郡匹見町 (三の滝) 終点-島根県美濃郡匹見町 (歩道分岐点・県境界)	奥匹見峠、 恐羅漢山	奥匹見峠の散策ルート、さらには、恐羅漢山登山ルートとして、整備する。	奥匹見峠と恐羅漢山を連絡し、さらには裏匹見峠とネットワーク化を図り、恐羅漢山登山の利用促進を図る。
1-2	恐羅漢山登山線	起点-島根県美濃郡匹見町 (広美・車道分岐点) 終点-島根県美濃郡匹見町 (歩道分岐点)	恐羅漢山、 広見川	島根県側からの恐羅漢山への登山ルートとして、整備する。	接続する車道の短縮に伴い、歩道として整備する。